

令和2年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第2日目）

日 時 令和2年9月15日（火曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月15日 午前9時00分

付託議案

（市民生活部）

- 第 95号議案 令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
第 96号議案 令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
第 98号議案 令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

（健康福祉部）

- 第 95号議案 令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
第 97号議案 令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認
定について
第 99号議案 令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
第 100号議案 令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
-

出席委員（7名）

委員長	今井和夫	副委員長	津田晃伸
委員	神吉正男	委員	田中一郎
”	山下由美	”	飯田吉則
”	浅田雅昭		

欠席委員（1名）

委員 西本諭

出席説明員

(市民生活部)

市民生活部長	平瀬忠信	市民生活部次長	前川満
市民生活部次長	森本和人	市民生活部次長兼市民課長	中尾美恵子
税務課長	梶原昭一	債権管理課長	朱山和成
環境課長	宮田隆広	市民課副課長	田中幸
税務課副課長	伊野隆之	債権管理課副課長	木村智行
環境課副課長	寺西康雄		

(健康福祉部)

健康福祉部長	世良智	健康福祉部次長	三木義彦
健康福祉部次長兼社会福祉課長	安井洋子	高年福祉課長	有元靖代
障害福祉課長	小椋憲樹	保健福祉課長	平尾真弓
福祉相談課長	樽本美稚子	一宮保健福祉課長	前田徳之
波賀保健福祉課長	藤井康明	千種保健福祉課長	村上正樹
波賀診療所事務長兼訪問看護ステーション事務長	牛谷宗明	千種診療所事務長	木原伸司
福祉相談課副課長	栗山早苗	保健福祉課副課長	荒尾和美
保健福祉課副課長	中田博康	障害福祉課副課長	鳥羽千晴
社会福祉課副課長	西嶋知栄	高年福祉課係長	嵐ゆかり

事務局

議会事務局長	小谷慎一	議会事務局課長	大谷哲也
係長	小椋沙織	主事	中瀬裕文

(午前 9時00分 開会)

○今井委員長 おはようございます。

決算委員会2日目を開会いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願ひいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様にお願ひをいたします。説明及び答弁は、自席で、着席にてお願ひいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願ひいたします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願ひいたします。

また、繰り返しになりますが、委員の皆様にお願ひをいたします。質疑は、行政全般あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものでありますので、個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただきますようお願いいたします。

報告が遅れましたが、西本委員より本日欠席の通知が届いておりますので、報告させていただきます。

それでは、市民生活部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いします。

それでは、お願ひいたします。

平瀬部長。

○平瀬市民生活部長 改めましておはようございます。令和元年度の決算認定の審査につきまして、委員各位におかれましては連日の審査となっておりますが、本日午前中、市民生活部の関係となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

令和元年度の市民生活部につきましては、市民課、税務課、債権管理課及び環境課の4課におきまして、戸籍、住民登録、医療、税の賦課徴収、生活環境、衛生など、市民と直接関わる業務を所管しており、常に親切丁寧な対応に心がけ、市民サービスの向上に努めるとともに、多くの個人情報管理しておりますので、情報セキュリティにつきましては特に留意をいたしまして、信頼の置ける各種事務事業を執行したところでございます。

その中で、まず、市民課におきましては、マイナンバーカードの交付に努めまし

て、令和元年度には1,276人の新規交付をさせていただき、総数で6,072人となり、交付率が15.97%となっております。令和元年度はマイナンバーカード円滑化計画を策定し、職員出前講座や年間6回の土日特別開庁を実施するなど交付推進に努め、市民が申請しやすい環境を整備して、普及推進を図りました。

次に、高校生の医療費無償化につきましては、市民や議会からも様々な御意見をいただく中で、子育て世代の経済的支援を目的に、平成29年度から母子家庭等世帯の子どもを対象に一部所得制限要件を緩和して実施しておりましたが、令和元年7月からは、18歳までの全ての子どもについて医療費の無償化を実施をいたしました。

次に、国民健康保険事業の広域化に向けてでございますが、兵庫県と連携した国保財政の安定した財政運営に努め、また、令和元年度決算では、医療費が若干伸びましたが、約3,900万円の剰余金が得られたところでございます。また、令和元年度につきましては、前年度の繰越金を財源に、国保事業基金に約1,380万円の予算積立てをすることができ、令和元年度末の基金残高につきましては1億2,580万円となっております。

次に、税務課と債権管理課におきましては、公平・公正な課税と税の収納率向上に向けて、兵庫県税務課から実務指導を受けながら、また、令和元年度から県内で初の滞納整理業務について佐用町との併任人事協定を締結し、滞納整理の徴収強化を図った結果、令和元年度の現年度課税分及び滞納繰越分の収納率は、市税及び国保税とも増になったところでございます。今後は、本市が実施しておりますコンビニ収納やクレジット収納など、納税環境の整備状況を御存じでない市民もおられるかと思われますので、市広報などで周知を図るとともに、さらに収納率の向上に向けた取組を検討しながら、公平・公正な課税と徴収に努めていきたいというふうに考えております。

次に、環境課におきましては、平成30年度から市内全域で265か所のステーションと、回収用コンテナと専用かごも併せて設置をさせていただきまして、ごみの分別と減量化に向けて資源物のコンテナ回収を実施させていただきました。年度当初は、分別が十分されていない、また、コンテナが不足しているなど、自治会長さんには御迷惑をおかけしたところでございますが、現在のところ、自治会からの御意見や対応にも努め、安定した収集業務を実施しているところでございます。なお、平成31年4月からにおきましては、各自治会とも連携をさせていただきまして、資源物の市内循環にも取り組み、資源循環型のまちづくりの推進も図っておるところでございます。

また、再生可能エネルギー普及事業につきましては、まず、太陽光発電については、機器の設置費用も削減できたことなどにより、平成30年度末で補助金を廃止をさせていただきますましたが、木質燃料機器につきましては、本市のエネルギー施策と位置づけており、令和元年度から3年間、補助金交付要綱を継続させていただいているところでございます。今後も環境基本計画の目標に掲げるエネルギー自給率の向上に向けて周知とPRに努め、まちの発展を支える柱である環境の保全と創造及び活用の推進をさらに図っていきたいというふうに考えております。

次に、市民生活部の主な施策の成果説明の主なものを説明をさせていただきます。

成果説明書46ページにあります。滞納徴収事業でございます。滞納となっている市税等について、税収確保を図るため、滞納者の財産調査の実施、滞納処分の実施、差押え財産の換価を実施するとともに、任期付職員配置による現年徴収の強化及び収納事務補助員の配置による訪問徴収を実施し、収納率の向上を図りました。また、新たな取組として、佐用町との併任人事協定による財産調査の強化を図ることにより、滞納額の縮減につながったところでございます。結果として、いずれも僅かながら目標数値を上回る結果が出ておりますので、引き続き税収確保のため、職員のスキルアップを図り、粘り強い滞納整理により収納率向上に向けた取組を行ってまいります。

次に、46ページ下段でございますが、環境基本計画の策定事業でございます。宍粟市環境基本条例に規定する環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする本市の第2次計画は令和2年度に終了するため、令和3年度以降の計画を、令和元年度、令和2年度の2か年にわたり、債務負担行為により策定するものでございます。令和元年度では、計画策定に向けた基礎調査として、自然的状況、社会的状況の整理、環境に係る社会動向の整理を実施し、市民、事業者へのアンケート案を作成して実施をさせていただきました。令和2年度には、市民・事業者アンケート調査を実施するとともに、環境施策について環境審議会において審議をしながら、第3次計画の策定を進めてまいります。

次に、成果説明書48ページ上段でございますが、一般廃棄物処理計画の策定事業でございます。ごみ処理の実績や現状、社会情勢や法体系などの変化から、今後の課題を把握し、リサイクルの促進やごみの適正処理を進めるため、平成22年度に策定しました第2次計画の見直しとして、宍粟市一般廃棄物処理基本計画を令和2年度の2か年にわたり債務負担行為により策定するものでございます。令和元年度では、計画策定に係る基本フレームの設定、ごみ処理に関する基礎資料の収集整理及

びごみ処理における課題の抽出、整理を行いました。令和2年度には、前回の見直しから5年間の一般廃棄物の排出と再資源化の内容等を分析し、施策によって実現するための目標を再設定するなど、宍粟市一般廃棄物処理基本計画の見直しを進めていきます。

次に、成果説明書49ページでございますが、ごみ収集運搬事業でございます。ごみの適正な処理を進めるため、17分別された家庭ごみ及び資源物をごみステーションから計画的に分別収集し、にしはりまクリーンセンターと市内にある資源物買取業者へ運搬させていただきました。運搬業務では、令和元年度より資源物の市内循環による取組を実施した結果、収集運搬経費について、一般財源ベースで1,362万1,000円の委託料の削減につなげたところでございます。ごみ量では、平成30年度の資源物のコンテナ回収実施以降、資源物の回収量は増加しておりますが、不燃・粗大ごみが前年比いずれも107%と家庭ごみ量は増加にあるため、5R運動など消費意識を醸成しながら、引き続き可燃ごみの生ごみの水切りの徹底、自家処理の推進と併せ、ごみの減量化について市民意識の向上を図っていきたくと考えております。

以上、簡単でございますが、市民生活部の令和元年度の決算及び事務事業の取組状況の報告とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○今井委員長 説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 おはようございます。それでは、私から何点かお聞き、お尋ねをいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、成果説明書47ページの下段、再生可能エネルギー利用促進事業についてですけれども、成果説明書には小水力発電の関係がちょっと載っておりませんので、この小水力発電の取組についてまずお尋ねをいたします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 おはようございます。

小水力発電につきましては、決算ベースの中では特に出ておりませんが、小水力発電ということで、千種町の黒土におきまして地元を中心に今取り組んでいただいております。今も継続していただいております。

以上でございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 黒土の地区での取組というのは具体的にどこまで行ってます。事業ベースになっていくのか、その辺の、今後のこの事業の推進のこともありますので、具体的にどの辺まで行っているのかお尋ねいたします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 少し決算からは外れるんですけども、今現在のことを申し上げますと、継続してしております。それで、県の無利子融資とか補助金とかいうのがあるんですけども、今、無利子融資の申請を出しているところがございます。どうしても事業的には、今年度無利子融資、来年度補助金という格好になりますので、早くても来年度からの取組になるのかなというふうな事業で今進んでおります。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。いわゆる取組の状況、この間、小水力発電の関係がなかなか事業ベースにのってこない、いわゆる成果として出てこないという状況もありますので、その辺の、今後の、どう評価されているのかなということをお尋ねしたかったんです。今の課長からの回答では、この事業についても継続して取り組むということのようですので、どこまでできるのかという、ほかの地域の中でどれだけの小水力発電、再生利用できるのか、これなかなか、もう少し明解にすべきときが来ておるのではないかなという観点はいたしますので、その辺も一度きっちり、他の地域のことも含めて、今後の再生利用、小水力の部分については整理を、評価をしていく必要があるのではないかなというふうに僕は思うんですけども、その点、担当部としてはどうですか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 御指摘のとおり、小水力事業長く取り組んでおりますが、なかなかできておりません。黒土の部分踏まえた中で、それなりの方向性とか評価とか、出てくるような形になればいいかなとは考えております。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 それでは、次の関係で、お手元に事前にお出ししているのが、森林資源と再生可能エネルギー活用取組が、雇用の創出や農林水産業の振興等、地域活性化につながったかどうかの評価ということでお尋ねをしようとんですけども、その前段として、いわゆる宍粟市が目指している再生可能エネルギーの利用促進について、

どのレベルまでを目指しているのかなど。いわゆる、今言いました雇用の創出や地域活性化、産業の振興も含めて、そのレベルを目指しているのか。今現在、いろいろな機器の購入補助とか、部分で、今推移しておるんですけども、それと比較して、将来的にこの環境基本計画の中でどのレベルを目指しているのかというのをまずお尋ねいたします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 どのレベルと申しますか、環境基本計画の中では、やはり大事なことはCO₂の削減、それから地球温暖化対策、絡む部分でございますけども、これについて、レベルとかいうんじゃないしに、やはりSDGsとかいう目標なり、色々なもの出ております。少しでも役に立つことからやっていくという形で今取り組んでおりますので、まだ事業展開できるとかいうレベルとか、そういうところまで段階的じゃないしに、とにかく市民の方が、こういうものがあるんだ、こういうものを使ったらCO₂削減になるんだ、地球温暖化対策のためになるんだということを認識してもらうための今はステップの段階かなと考えています。次に事業展開になっていけたら。それはちょっと環境課から外れてくるのかなとは考えております。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 いや、いわゆる環境基本計画も長いスパンで、5年とかそういうスパンの中での計画の中で、順次計画を前進させていくというのが当然、常識の話なんで、いわゆる宍粟市が将来的に、今言いましたのは、宍粟市はどのレベルを目指していくのか。再生可能エネルギーの促進をする中で産業の振興も図っていくんだという将来目標を立てて、今、順次ステップを踏んでいるということなのか、いやいや、もうそこまでは考えていないんだと。今は地球環境、CO₂の関係を目指しているんだと。そこをちょっと尋ねとん。

というのが、具体的に言いますと、平成31年の当初予算編成、いわゆる令和元年度ですね。その当初予算編成に係る議会意見に対する回答で、ちょっと読みますね。再生可能エネルギー普及促進事業として市の考え方は、環境基本計画に定めるエネルギー自給率70%の目標達成のため、森林資源をはじめとする再生可能エネルギーを活用した取組を今後も推進するとともに、地域創生アクションプランの一つである彩と生業づくりにつなげ、雇用の創出による地域活性化に努めていきたいと考えております。いわゆる目標が雇用の創設、いわゆる産業の振興、地域の活性化を図っていくと。ここが最終、究極の目標だと。そういう理解しておった。やで、今は

その途中のステップ段階ですよというので今は理解しとるんだけども、やで、最終目標がそこであるということであれば、それなりの、令和元年度も含めて、各年度年度の事業推進に当たっての評価というのをしていかなければいけないのではないだろうかなというふうには考えるわけなんですね。

ですから、私が聞きたかったのは、そういう、平成31年度当初予算編成の考え方がそういう考え方であったとするならば、今後、令和元年度の事業の実績を評価する中で、事業評価する中で、どう次の展開に結びつけていくのかなと。そこをお尋ねしとるわけなんです。どうでしょうか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 議員言われるとおりでと思うんですけども、まだ、確かに環境基本計画の中では最終的には雇用の創出とかいろんな部分あります。ただ、まだそこまで行っておりませんので、最終的な目標はそういう格好になってきますので、次の環境基本計画の中にもホップ、ステップ、ジャンプ段階という形では計上させていただきたいかなと思います。ただ、まずは小さなことでもやれることから目標を定めた中でやっていくべきかなと考えております。ちょっとその辺の評価が曖昧で悪いんですけども、そういう認識でございます。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 また次の委員さんの質疑に譲りますけども、いわゆる宍粟市、森林から創まる地域創生なんですね。やはりこの豊かな森林資源を活用する、いわゆる担当部のほうでも木質バイオマスということも力を入れていくんだということをうたってありますので、その辺の資源の活用というのはやはり十分検討していかなければならないのではないかなと。という思いでお尋ねしとるわけなんです。

今の現状は、いわゆる木質のボイラーであったりとか、そういう機器の補助金出して、森林資源、チップを活用したというふうな、これは一つのステップの段階なんで、それが、例えばチップ生産するに当たって、もっと大きな産業になるのか、その辺をどう進めていこうとするのかというのを、それぞれ年度年度で評価をしていって、次のステップに進んでいかなければ、毎年同じことになる。そういう思いの中でちょっと今日お尋ねしとんでね。そういうことで十分していただきたいなと思います。

再度になりますけども、今、環境基本計画の基本理念が、世界に誇れる環境主都なんですね。一番はCO₂の削減というのをうたってありますけども、中にはやは

り地域資源を活用した地域の活性化、これが一つの大きな目標であろうと思いますので、その点、今、環境基本計画を策定中、計画期間は1年延びるとは思いますけども、その辺で十分、この令和元年度の事業の評価も含めて、これは、どう今後施策として展開していくのかというのは十分検討する必要があると思います。当然、担当、市民生活部だけじゃなしに、産業部も含めていろんな、企画総務部も含めて、関係部署、市全体での施策展開になると思いますけども、その辺、部長のほうから何か一つコメントをいただけたら、考え方を聞かせてください。決算委員会ですので、最終的には決算委員会としてのこの事業に対する意見というのはしていくことになりますので、それは、今言いました、私が今言ったことがそういう意見になってこようかなというふうに思いますので、その点も含めてお答えいただけたらなと思います。

○今井委員長 平瀬部長。

○平瀬市民生活部長 浅田委員の御質問、そのとおりにかなと思います。現在、環境基本計画策定をさせていただいております。昨日も審議会が開催させていただいたところでございます。まだ骨格が十分固まってないところもあるんですけども、現計画、やっぱりこの辺の検証、それから、事業内容であるとか、それを基にした次への計画への取組も検討していくところでございます。

あわせて、それこそ環境というのは、私ども環境課だけの業務ではございません。やはり大きな目で見ると、庁舎内の各部局ともかなり関係が出てくると思いますので、その辺も十分承知をしておるところでございますので、この第3次計画についても、関係部局との打合せといいますか、調整というようなことも今進めさせていただく中で、横断的に事業をやっていききたいなというふうに考えております。

それこそ木質バイオマス等々、エネルギー等々あるんですけども、第3次計画も結果的に6か年ぐらいの計画にはなるんですけども、目標としてはその期間内には設定はしたいなと思います。ただ、それは浅田議員言われますように、各年度ごとの検証をする中で、どうなんだろう、こうやっていったほうがいいんじゃないかとかいうようなことも十分検討する中で、目標は第3次計画の範囲内というようなこともできればいいなとは思っておりますけども、それは事業を展開していく中で少しづれることも可能性はあるかと思っておりますけども、あまりぶれないような状態でいろいろな取組に挑戦をしていききたいなというふうに考えております。

○今井委員長 次の委員、お願いします。

飯田委員。

○飯田委員 同じところでお願いします。今回この分の予算につきましては、平成30年度決算より114万2,000円の減額という予算になってました。その中で、今回全ての予算が消化されておるということになってますね。ということは、この中のこういう補助を申請される方全てに行き渡ったのかなという部分が疑問になるんですけども、その点いかがでしたか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 令和元年度から太陽光の屋根の事業が終了しましたので、予算的には半減しております。まきストーブとかペレットストーブ含めて、木質バイオマス関係については理解が進んだということで、当初の予想といたしますか、予定以上の申請がございました。やはり化石燃料の利用削減とかCO₂の削減、地球温暖化対策のためにはどうしても必要かなということで、予算措置をさせていただいて、申請があった部分については全て補助を出すような対応をさせていただいております。

以上でございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ということは、この予算以外に何らかの対応をして申請に対応したということなんでしょうか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 予算の節内流用とかいう形で予算措置をさせていただいて対応させていただきました。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ちょっと今、その説明がちょっと分かりにくかったんですけども、もう一度お願いします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 節の中で節内流用、ほかから持ってこれるところもありますので、その辺のところを活用した中で予算措置をさせていただきました。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 先ほど課長の浅田委員の答弁の中で、今は市民の方に理解させていただいて、この自然エネルギーなり再生エネルギーを普及させるというまだ初期の段階やというふうにおっしゃったと思うんですけどもね。これ始まってからもうかなりたってます。前計画が終わって、次の計画をする段階になって、まだその段階であるという。ということは、自分たちがやってきたことに対してあまり評価ができてないと思うんですよね。一定期間過ぎてくると、先ほど毎年毎年やっぱり検証してと

ということがあったんですけれども、やはり次の年はどうしよう、次の年はどうしよう、同じことを繰り返すとは何も進歩がないと思うんですね。それが決算評価になると思うんです。今回もこれだけの予算を全て消化するぐらいの、皆さんは意識を持っておられると。では、もっと今度は予算を要求しようと。太陽光はなくなったけれども、この114万2,000円、この分を要はこちらに回してもらおうとかいうような考え方はありませんか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 金額的なことは別として、木質の理解していただいとう中で、申請とかに対しては、やはり100%対応していけるような予算措置を講じていくべきかなとは考えております。それが幾らになるかということとは別として、そういうことで御理解をお願いします。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 これは決算の話なんですけどもね。先ほど浅田委員からありましたように、やはりこういう事業を展開していく上で、やはり今現状だけを見詰めるんじゃなくて、到達点いうもんがあると思うんですよ。ある程度。だから、到達点を見据えたときにどういう行動を取っていくかということをはきちとやらしてもらわないと、単年度単年度で予算を消化したからという部分では済まない部分があると思うんで、できれば、先ほど浅田委員からあったように、他部局との連携を持って、いろんな事業を展開していくということを当初から考えていく。そこへたどり着いてから考えるんじゃなしに、どうしたらそこへたどり着けるかということを考えていく必要があると思うんです。そのための予算であろうと思うんで、できるだけその辺のところを考えた上で予算を消化していくということをお願いしたいなと思うんですけれども、いかがですか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 環境課だけ、市民生活部だけではできるもんじゃないんで、必然的に市として全体と取り組まなあかんということは、先ほど部長が申したとおりだと思います。それは、その辺のところは真摯に取り組むべきやと思います。広い意味では、私どものまきストーブやとかペレットストーブやとかそれに対して補助することによって、市内のどこの部分というのでなしに、林業、製材業といいますか、そういう部分全体に波及しておりますので、やはりこれまでの積み重ねで全体数増えております。そういうことも踏まえて評価するべき時期にはなってきたかなと考えております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 課長のほうも大分理解ができてきとると思うんで、その辺のところを踏まえて、今後、浅田委員のほうから恐らく意見が出ると思うんですけども、積極的に進める、待ちじゃなしに攻めるという方向でこれからお願いしたいなと思います。

終わります。

○今井委員長 次、お願いします。

神吉委員。

○神吉委員 おはようございます。私のほうからも再生可能エネルギーのところでお伺いします。

まず、事前の質疑の中でお尋ねしてるのが、予算どおり執行されておりますが、というのが、この310万6,000円、このとおりの消化をされてるので、申請を断ることがなかったのかというふうに疑問点があったんですが、先ほどの飯田委員の御質問の中で少し回答が分からなかったのが、流用とか、節内の流用とかというのは言われましたけれど、ということは、件数は予算以上に申込みがあったのかどうか、まずそこをお尋ねします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 当初私どもが予想していた以上に申込みがございました。御指摘のとおりでございます。

件数につきましては、47ページの下に、平成30年度においては8件、令和元年度につきましては17件というような形になっておりますので、増えております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 分かりました。この評価のところ、市民へのストーブの理解が進んだというふうになっております。この理解が進むほどのPRどのような方法でされたのか、そこが気になる場所なんですけど、この調子でいきますと、令和元年度、令和2年度も増えていくというように取れてくるんですけど、この17件というのは、何か新たな更新であったり、新規ではないというふうにも受けて取れるんですけど、その状況はどうだったんでしょうか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 新規かどうかという点につきましては、全て新規の部分について補助させていただいておりますので、全て新規でございます。

それから、PRにつきましては、これ全ての市民の方に必ず示さんとあかんということで、年度当初、基本的には5月の広報において補助金の説明をさせてもらっております。4月が一番いいんですけど、4月はいろんなメニューがありまして、見にくいところもあって、大体5月を中心に広報はさせていただいております。ただ、ホームページ等は24時間いつでも見れますので、そこにつきましては常時掲載させてもらってPRをさせてもらっております。

それと、ちょっとずれるんですけども、環境課の前には、ちょっと一宮市民局で使われておったペレットストーブを、目で見てもらおうということで、動きはしませんけども、展示させていただいたり、それから、事業者からちょっとペレットそのものを借り受けまして、そこに置かせてもらっております。

以上でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 5月の広報といいますとね、今から暑くなるというシーズンの5月ですね。ストーブなどというものは、目が行くのはやはり寒くなる寸前だと思うんですけど、その間、5月に広報出して、すぐに動かれるようなものなんですか。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 ペレットストーブ、まきストーブなどは、まず新築の家の段階でつけられることが多々多いのかなということで思っております。そのため、5月段階で一度知らせておけば、冬の、棟上げが終わった後きっちり入られるときにはそれがついている状態ということもございますので、いち早くということで5月ということにさせてもらってます。

また、あとPRにつきましては、波賀市民局とか、少し今、千種のほうはちょっと潰すことになったんですけども、そういうところにペレットストーブを置かせていただいております。これは暖房も兼ねて、PRも兼ねたという形で庁舎内で活用させてもらっております。

以上です。

○今井委員長 そしたら、次のテーマに移りたいと思います。お願いします。

浅田委員。

○浅田委員 それでは、成果説明書の49ページ、ごみ収集運搬事業について何点かお尋ねをいたします。

まず、可燃ごみの週2回収集の検討状況ということでお尋ねするんですけども、これまでの担当部からの報告は、市内アンケート調査をした結果、現状のままとい

うふうな状況になっておったのかなというふうに思うんですけども、その点も含めて、令和元年度時点での状況についてお尋ねをいたします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 先ほど委員のほうから出たように、市民アンケートにおきまして、現状維持といいますか、今のままでいこうというようなことが73%程度ありましたので、議会からの意見も尊重しながら、週1回の収集で対応していこうかなというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 なぜそれをお伺いしたかというのと、令和3年度から新たな委託期間に入るのではないかなというふうに思っていましたので、そうなると、収集範囲とか収集経路とか、そういう新たな再編が必要になってくるのかなというふうなことも思っていたんですけども、それは次年度の話なので、ここではあまり詳しくはお答えいただく必要はないんですけども、いわゆるこれまでの収集の内容、範囲で進めていこうというのが令和元年度時点での担当部としての考え方ということで理解してよろしいか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 委員会のほうでは少ししゃべったところもあるんですけども、可燃ごみについてはそのままですべてをもらう予定でございます。ただ、不燃、粗大のところについては、どうしてもにしはりまの関係で分けて持っていかなければいけないということで、今その辺のところを検討しております。

以上でございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。

次、ごみ減量化の取組なんです。不燃関係は若干データの的には増えていると。一番お尋ねしたいのは、いわゆる生ごみの減量化についての市民へのPRとか、そういった取組の状況をまずお尋ねをいたします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 減量化の取組につきましては、やはり可燃の問題が一番大きいかなとっております。その中でも多くの割合を占める生ごみについては一番重要かなと考えています。生ごみにつきましては、家で十分な水切りをしていただくというようなことが一番大きな削減につながるのかなということで、その辺のPRを広報や

とかいろんな機会を見てさせていただいております。それでそういう啓発が一番大切なかなと。その積み上げで減量化につながっていくかなと考えております。以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 いわゆる機会あるごとにPRをしていたという答弁であったかなというふうには理解をさせてもらいたいなというふうに思います。いわゆる減量化、生ごみのコンポストとか、そういう補助も年々件数とかが減っておる状況にあるのではないかなというふうに思っていますので、その辺も含めて再度、いわゆる生ごみの減量化に向けた取組というのは再度構築、いわゆる例えば消費者協会さんとか、いろんな各種団体さんがあると思いますので、そんなところも含めて十分PRを、減量化への取組というのは、全庁的な取組は必要ではないかなというふうには感じておるんですけども、その辺どういうふうに進めていこうとされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 いろんな団体との取組は必要だと思っておりますので、機会あるごとに交流させていただければいいと思っております。令和元年度におきましては、広報誌にそういう水切りの関係を3回と、出前講座の中で地区へ行かせていただいた中でそういう話をさせていただいております。また、食べきり運動のチラシ等についてもホームページに掲載させていただいて、減量化に努めております。

それだけで効果があったとは思いませんけども、令和元年度7件の申請が、生ごみ処理機の、あったんですけども、今現在ですけれども、令和2年の、12件の交付実績がございます。まだ二、三欲しいというようなことも聞いておりますので、やはり地道なPRも大事なかなと考えております。

以上でございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。

次のお尋ねなんですけども、ごみ収集運搬経費の削減に向けた取組ということで、冒頭、部長のほうから、資源物のコンテナ回収で収集運搬の委託料が約1,300万円程度減額なったということで、これは一つの大きな成果であろうかなというふうに思いますけども、そのほか、ある程度収集の距離は変わりませんので、エリアも変わりませんので、非常に削減するのはなかなか非常に難しい課題であろうと思っておりますけども、資源物のコンテナ回収以外でどういう方法があるのか、どういう努力を

されたのかというのをお尋ねをいたします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 直接的には、今、部長が説明しましたとおり、にしはりまクリーンセンターから市内へ循環することによって約1,000万円のお金が削減できたと考えております。この部分については削減効果があったなど。ただ、今、委員言われた後の、どうしても集める距離、集める場所、回数も決まっておりますので、なかなかその辺は検討することが難しいと考えています。ただ、地区を集約するとか、市民理解の中で少ない品目については回数を減らすとかいう検討はしておりますけども、令和元年度の決算の中で見えるようなところはございません。ただ、経費については、なるべく少なくなるような構想で職員は一生懸命考えております。

以上でございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。またごみの減量化というのが大きな一つの命題だろうと思いますので、生ごみ、可燃のみならず、不燃も含めて、できるだけごみの減量化というのは、周知といいますか、啓発に努めていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○今井委員長 次お願いします。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、同じごみ収集運搬事業についてお伺いします。

浅田委員の質疑に対していろいろお答えになったので、同じことになるんだと思うんですけども、先ほどからおっしゃっておる減量化、いろんな推進をしておるけれども、逆に今度、不燃、粗大についても増えておるという状況。何年前からかな、生ごみの処理機、要するにコンポストとかの分がある程度普及したということで、その補助の分をちょっと削減したというようなところがあったと思うんですけども、実質それが行き渡ったという状況ではないという指摘をそのときはしたと思うんです。今、ずっと同じ状況で進めておられるのに、人口の減少もある中で、逆に生ごみについて、可燃ごみが増えておるという状況をどういうふうに分析されておりますか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 生ごみの、これまで、昔でありましたら周辺の畑とか田んぼとかで入れるということで肥料になっていったという、これが一番自然かなと考えており

ます。ただ、今の時代、臭いがしたりとか、いろんなことがございますので、なかなかそういうことができないという中で、コンポストとかいう部分が発生してきて、肥料化されたのかなと考えております。

まずは、先ほども言いましたように、生ごみが一番やっぱり可燃ごみの中ウエート占めておりますので、水切りをしてもらう、これが究極の課題かなと思います。それと、やはり出た部分についてはコンポスト等で生ごみを堆肥化といいますか、活用していただく、それを各個人でやっていただければ、一番手っ取り早くといいますか、確実にできる方法かなと。その辺の部分を踏まえれば、やはり生ごみの処理機の補助は継続して行って、ごみの減量化につなげていくべきかなとは考えています。ただ、今の社会情勢見れば、小さな町なかの家ではコンポストするところもございません。それから、生ごみの乾燥型も置くところもございませんので、そういうところで少し生ごみそのまま出ていくこともあるのかなとは考えております。

以上でございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 いろいろと進めてきた結果が今の現状だと思うんです。それで今、生ごみ処理機の申請が少しずつ増えてきているということなので、令和元年の次、令和2年が過ぎ、その中でどれだけの効果が出てくるのか。そんな5台や10台の部分が増えたから、そんなに一気にごみの量に表れるとは思わないんですけども、そういうこともありますので、根本的な部分、もう一遍この辺を見直していくべきかなと。今までやってきたことが全て無駄だとは言いきれませんが、やはり実質的にそれが効果として目に見えたものがないという以上、何か変わったことを考えていくしかないな、そういうふうだと思うんです。今回こういう形で実質的に数値が増えておるということを前提に新たなことを考えていく、そういう今まで以外に考えていこうという考え方はできませんか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 先日の本会議でも市長のほうで申されましたとおり、市として生ごみの再資源化については課題としては捉えておりますので、そういう形で進めていくべきかなとは考えております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 やはり今まで直接的にそこへ踏み込もうとしていなかったところへ踏み込む段階に来ていると思うので、その辺のところを積極的に進めていただい

たい、そういうふうに思います。よろしく申し上げます。

○今井委員長 同じテーマでお願いします。

神吉委員。

○神吉委員 私からもごみ収集運搬事業なんですけど、先ほど2人の委員の中でお聞かせいただいた部分は省略させていただきますが、私のほうからは、クリーンセンターへ搬入しているごみの量が2.5%増えているようにデータからちょっと読み取ったんですが、平成28年度が7,763トン、そこから令和元年が7,965トン、これ202トンアップで、2.5%アップという数字がクリーンセンターの資料から読み取れたんですが、この可燃物で増加しているということは、何か反比例しているように感じもするんですが、人口減少もあり、それから分別もありしている中で、搬入量が増える、ここに少し違和感を覚えるんですが、私からの質問としては、先ほどの皆さんおっしゃられてた水切りの必要性を市民お一人お一人が理解していただけるように啓発できたのか、どういう啓発をしたのかというところをお聞かせください。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 水切りの重要性は私ども一番感じておりますので、啓発につきましては、広報に令和元年度ベースで3回掲載させてもらっております。それから、出前講座は5地区に行かせていただいた中で実施のお願いをしております。出前講座につきましては、いろんなテーマがあった中で、必ず水切りとかいうことは説明させてもらうようにしております。それと、私どもだけのあれではないんですけども、健康福祉部とのタイアップになってくるんですけども、食べきり運動のチラシをホームページに掲載させていただくことによって、少し目線は違いますが、生ごみを減らしていこうということでPRをさせてきてもらっております。

以上でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 お一人お一人が、先ほども言いましたように、一人一人が10%でも水分を落とせば、1,000トンからの量が落とせるんだというようなこともあるんですが、そのまま捨てたらごみなんですよ、分別したら資源になるんですよというのは酸っぱくなるほどお伝えをしているようですが、それがもう少し進んでいくと、もっと進んでいくというようなことを啓発していくべきだと思ったんですが、ホームページ、広報などでもそうですが、自然に伝わるような広報のやり方、見入ってしまうような広報のやり方というものをできたのかどうか、それからしていくのかどうか、そこをお聞かせください。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 水切り運動は全市民に関わることでございますので、もう少し目線を変えていけるような格好でできたらいいかと思えますし、いろんなイベントとか関係部署等を含め、タイアップしながら啓発を進めていき、市民に浸透していければなど考えております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 町なかでは環境が整っていないので、水切りすることが難しいんだというふうにおっしゃられてました。そのとおりだと思うのですが、少し乾かせば、そのまま捨てなくても少し乾かせばかなり重量は減るというようなことも訴えていくべきだというふうに、小さなアパート住まいとか、庭のないところなどではそういう方法しかないんだと私も思ってるので、そこら辺のアピールをしていただきたいと思えます。

終わります。

○今井委員長 そしたら、次のテーマ行きます。

飯田委員。

○飯田委員 成果説明書45ページの上段、高校生までの医療費助成というところでお尋ねします。

対象者の申請率が99.3%という結果が報告されておるんですけども、未申請者0.7%、人数といえますか、この未申請の理由についてどういう把握をされておるのか、お尋ねします。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 高校生世代までの医療費助成の未申請者0.7%につきましては、大体40名ほどになっております。未申請者のうち約4割は、生活保護や本人に所得があり自立されておるといような方が当たりまして、この制度の対象外になられる方、また、残りの6割の方については、多くが高校生世代というような状態です。

福祉医療の受給者証の申請は、広報でお知らせするとともに、全対象者に毎年申請案内を送っており、また、令和元年度につきましては、高校生世代まで制度拡充した初年度であったため、高校生世代の未申請者には再度の申請案内も年度内に行っているところです。ただ、未申請者が出たという理由につきましては、高校生世代になると医療機関の受診が少なくなるようなことも一因ではないかとは思われま

すけれども、受給者証を申請していなくても、要件を満たしている方は対象者として変わりはなく、後で領収書を添えて申請いただくと助成をさせていただく流れとなっております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ということは、この対象者という部分については、いわゆる生活保護なり自活しておる方も含めて対象者として数を上げておると。その中でそういう方たちは医療費は対象外になるんですか。その辺がちょっと分かりにくいなと思ったんですけども、そういうことで、未申請であっても事後申告が可能であるという。理解できました。終わります。

○今井委員長 次のテーマ行きます。

同じく、飯田委員。

○飯田委員 すみません、同じく成果説明書の47ページ上段であります。リサイクル資源集団回収奨励金という部分ですけれども、活動団体が33団体というふうに、前年と同様なんですけれども、収集量は減少しているという、これは前々から言われておることです。これずっと減り続けておると思うんですけども、自治会における資源物の回収、これについて、減少の要因というふうに考えておられるということなんですけれども、この事業を始めるに当たって、そういう学校なり子ども会なり、そういう部分との調整、自治会との調整をお願いしておるということでしたんですけども、やっぱりその辺の調整がもうひとつうまくできてないのかなというふうに思うんですけども、その辺のところについてどういう考えを持っておられますか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 資源物ステーションを始めるときに、今先ほど言われたようなことで説明するというので説明させてもらっております。学校の校長会とか、それから連合自治会とか、それから、直接的に実務を担当されとんが教頭先生が多いんで、教頭会とかに行かせていただいて、それからまた、職員の出前講座のときにも地域の方、皆さんの方に、資源物ステーションを拠点として利用してもらっても結構ですよと。また、状況によっては、品目言っただけであれば、その間、例えば1週間とか2週間は品物を取りに行かないような手配もしますということで丁寧に説明させてもらっております。

ただ、やはりその当時の校長先生、教頭先生、それから自治会長、子ども会含め

て、代わられておりますので、このことについては、これからも丁寧に毎年説明していかなとあかんのかなということで思っています。そういうことをしながらでも、少し減っておりますので、もう少し分かりやすい説明、回数があったらええんかなと考えております。

以上でございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 今年なんかはコロナの関係である程度集団回収が滞った状況があったと思うんですけども、最近になって行われたというような状況もあります。そういう中で、やはり家庭においても、この集団回収を一応年間の予定にしておるとい状況がほとんどの家庭であると思うんですね。だから、そういうことも含めて、やっぱり丁寧な説明と皆さんに周知するということが大切かなと思いますんで、今おっしゃったことを着実に実行していただいて、これをやることによって補助金も生きてくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○今井委員長 じゃあ、次。

津田委員。

○津田委員 同じところですよ。今回、令和元年度、目標値に対してかなり達成度合いが低かった。先ほど調整とかが、今後もうまく丁寧にやっていきたいという話なんですけども、あまりにも、これ具体的にもう少し何をどうすればいいのか、その辺の分析という部分ですね。その辺の分析ができてるのかという。今後、回収量増加に向けての具体的な対策というところを、具体的にどういうことを考えられてるのか、お伺ひします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 目標値と、それから結果の乖離につきましては、非常に多くなっておると思ひます。目標値につきましては、過去の実績から少し離れておるようなことが現状で置かせていただいたんでそうなとんかなと。令和2年度からはその辺も踏まえて実績に近いところを置かせてもらっております。現実としましては、平成30年の665トンから令和元年610トンと55トンの減少しておりますので、減少しとんには変わらないと認識しております。

やはり、先ほども申しましたように、地域の方の協力を得るために、学校関係、自治会関係等丁寧に説明していく中で、資源物ステーションの活用と、それから協力をお願いしていくのが一番手段かなとは考えております。現実問題として、集団回収については55トン前年度減になっておりますけども、ステーション回収の部分

については6トン減というような形になっておりますので、全体的には民間に流れたのかなということもありますし、それから、資源物ステーションに取られたのかなということもありますので、その辺は丁寧にやっているとあかなと考えております。

以上でございます。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 そうなんです。私も、平成30年度の実績に対して令和元年度の目標値の立て方っていうの、これどういう基準でこの数字を出されたのかなと。何か策があるのかなと思って、その辺の目標設定の部分も、ちょっとこれおかしかったんでないかなと思う部分があったんですよ。それに対してのどういう取組されたのかなという部分が非常に何かアバウト過ぎて、数値的にすごい乖離している部分があるんでね。何か取組をされたのかなと思ったんですけど、そうでもないということですね。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 取組は例年ずっと続けている部分でございます。御指摘のように、ちょっと目標数値があまりにも離れたのかなという、そこを反省しております。

以上でございます。

○今井委員長 では、同じく。

神吉委員。

○神吉委員 私からも同じところで、リサイクル資源の集団回収奨励金、奨励金ベースで言いますと25%ほどダウンしておるんですが、800万円が600万円ぐらいに補助金が減っているということなんですが、この金額というのは、恐らく件数の減少によって、もしくは回収量によってダウンしてきているんだろうというふうに読み取るんですが、私たちの意識がそうさせているのであれば、少しそれは問題だと思うんですが、実際に出る量であれば、出してくれる量が全体的に変わらなければいいのではないかとこのところで質問させていただくんですが、今回のこの減少は、活動の縮小とは開催件数なのかということと、あと、1か所当たりの回収量が減っているのかということをお伺いします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 令和元年と平成30年につきまして、開催件数については同数でございますので、1回当たりといいますか、回収量は目減りしております。

以上でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 分かりました。そうしますとね、全体量、先ほど言いましたように、自治会の資源物の回収ステーションに出された量を合わせると、市内全体量が出てくるのではないかと思うんですが、その変動について教えてください。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 リサイクル集団回収の平成30年度については665トン、令和元年は610トン、55トンの減になっております。それから、自治会に置いてありますステーションの回収につきましては、平成30年が568トン、令和元年が574トン、6トンの減となっております。この数字見ても、両方減っただけですけども、ほぼ同じような量を扱った中で、10倍ぐらい違うんで、やはり1回当たりの回収量が減っておりますので、その辺は補えるようなことを団体と協議しながら考えていって、増やす努力を続けるかなとは考えております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 先ほど数字は正しかったですか。合ってますかね。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 数字なんですけれども、まず、リサイクル集団回収のほうで平成30年度が665トン、令和元年度が610トンで55トンの減、それと、ステーションの回収のほうにつきましては、平成30年度が568トン、令和元年度が574トンで6トンの増という形でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 ということは、プラスマイナスそう変わらず出ているというようなふうになれるので、市民の意識は、リサイクルの意識はそう変わってないのではないかとしたいと思います。

それにつけましても、どちらへ出すかということになってくると思うので、このリサイクルを学校、PTAなどで進めていく、自治会で進めていく、以前も言いましたけれども、どちらに出してもいいんですよというようなことになってきているから、こちらが下がったらこちらが上がるという、こういうバランスになってくるんだと思うんです。ここの整理をしておかないと、これがいいのか悪いのかというのが分からなくなるので、そこを、これはこれに対しての決算ですから、これ自体は減ってきてるので駄目ですというふうになってしまうんですけども、片やそっちの自治会のほうでは増えているということになれば、それはそれでいいのか、そ

この整理が私の中でもしにくいので、そこに対してどのようにお考えなのか教えてください。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 まず、重きに置いているのは、やはり集団回収ということになろうかと思います。この集団回収がなくなった場合に、宍粟市の資源物回収ステーションのほうにどのぐらいの量が出るかということになれば、膨大な量になろうかと思いますので、重きに置いているのは集団回収。ただ、今回のようにデータ的に出ている部分の中で、集団回収で取っていただけないもの、布なり、そういう部分については、回収業者さんのほうが品目として取り下げられるようなことも発生しましたので、その分については宍粟市の布回収のほうに、ステーション回収のほうに出ているのかなというような分析はさせていただいております。

○今井委員長 そしたら、次のテーマ行きます。

飯田委員、よろしいですか。

○飯田委員 成果説明書48ページの上段です。一般廃棄物処理基本計画中間見直し策定事業という部分なんですけれども、ごみ処理における課題の抽出と整理を行ったというふうにされております。特に課題とされたものは何としたか。生ごみの再資源化などに取組を進めることで課題克服の一助に、先ほどからずっと言ってることなんですけれども、こういうことについても検討されておるのかという部分についてお尋ねします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 今回、年度の中間ということで、課題という中、一番のことは、先ほど来ありますけれども、人口が減少しているが、ごみ量、可燃、不燃、粗大の分が減少してない、減っていないということが大きな課題です。この部分に対して今から取り組んでいくことが一番重要かと課題として捉えております。

あと、2点目の部分につきましては、再生可能エネルギーのところでは言いましたように、生ごみの再資源化の取組については、課題としては捉えておりますので、そういうことかなと考えています。

以上でございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 結局、先ほどのごみ収集運搬業務とか、リサイクルの部分にかかってくると思うんですけれども、やはり人口が減っているのにごみが増えるという部分、この取組、5S運動であるとか、食べきり運動であるとかという部分、やはりこれ

環境課だけではなかなか取組の実績として上がっていきづらい部分があると思うんで、やはり先ほどからも言いますように、他部署との連携、この辺が大事になってくるのかなと思いますので、その辺のところを今回の処理計画の中で、環境課だけでその部分を考えていくんじゃなしに、他部局との協議の上でいろんな施策を考えていくということが必要かなと思うんですけども、その辺についてももう一度お伺いします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 市役所一つでございますので、関係部署、必要な部分については十分協議した中でやっていくべきかなと考えています。

以上でございます。

○今井委員長 そしたら、同じく、次のテーマですけど、同じく飯田委員、お願いします。

○飯田委員 すみません、これは委員会資料の頂いております22ページ、23ページの部分のところ、32、33やね。ごめんなさい。不用額の部分なんですけれども、100万円以上の不用額、結構な量が出ておると思うんです。その部分について、予算積算時の考え方、これでよかったのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○今井委員長 森本次長。

○森本市民生活部次長 市民生活部全ての課にまたがりますので、総括して私のほうから回答させていただきます。

まず、不用額が生じた事業における予算積算時の見積りの考え方でありまして、基本的には国、県などの通知に基づく予算計上、近年数値の推移や動向を踏まえました積算や前年度の実績額などに基づく予算措置、また、委託事業に伴う参考見積書の徴取によりまして当初予算の計上を行っております。

しかしながら、結果としまして、飯田委員の御指摘のとおり、委託事業の入札に伴いまして委託料に減額が生じていることであつたりとか、また、扶助費につきましても、医療費や受給者の減少に伴う実績額の確定、さらには、保険料や事務費などの確定により一般会計から特別会計への繰出金の減少が生じて、不用額が生じている状況にあります。

これら不用額が生じる要因の一つとしまして、例年3月の補正予算編成につきましては、新年度の当初予算編成と並行して進められてきたことがありまして、早い段階からの予算要求となっていることが考えられます。このようなことから、年度末を見込んで予測が立てにくく、予算現額の見通しや見込みなどが困難な状況にあ

ることが原因であります。

以上であります。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 年度末にその見込みを出してくるのが難しいという部分については、私もあまりこういう財政のところについては詳しくはないんですけども、やはりそうであるということについては理解できます。しかし、いろんな面において、この環境政策費の中の、先ほどありましたようなりサイクル集団回収による回収量の減、こういうものについては、先ほどから言ってますように、いろんな検討、努力によってこれを消化できる状況にあらうかと思っておりますので、その辺の見直しによって消化できるであらうという部分については、次期の予算編成のときにはきっちりその辺のところを検討していただいて、それを反映していただけるようお願いしたいなというふうに思います。

○今井委員長 森本次長。

○森本市民生活部次長 現在、財務課との事務レベルベースでありますけども、令和2年度の3月補正からの予算要求時期を若干遅らすということで、これまでのやり方と変更するのをお知らせいただいているところもありまして、財務課の方針に基づきまして、今後できる限り3月補正での不用額の整理ができるよう工夫してまいりたいと思っております。

以上であります。

○今井委員長 そしたら、次のテーマです。

津田委員。

○津田委員 委員会資料の30ページ、環境市民プロジェクト推進補助事業なんですけども、こちらのほうの補助対象の4団体と、そこで具体的にどのような成果が出たのか、どういう検証をされたのか、お願いします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 まず、補助対象の4団体につきましては、環境教育プロジェクト、それからしそく薪CLUB、それから竹と人が元気になるプロジェクト、それからエコの実バザールという4団体が活動しております。成果としましては、現在の環境基本計画でございますけど、その趣旨に沿っていただいて活動をしておられますので、支援として補助をさせてもらっております。学校での環境教育やとか、地域での環境に対する意識向上のイベントの実施など、環境施策を推進していく中で役立っていると考えております。

以上でございます。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 当然、市としてそういう計画、目的があってやられている補助事業だと思うんですけども、もう少し具体的にどういう成果が出ていってるかという、その辺の細かい検証ですよね。その辺をされていってるのかなと。例えばアンケートを取るなり、そういう検証はされていってるんでしょうか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 ちょっとアンケート取るとかいうところは今やっておりませんが、補助金でございますので、実績報告ということで、例えば環境教育プロジェクトであれば、小学校へ行ってこういう環境教育やりましたとかいう年間通しての活動が出ます。それから、薪C L U Bであれば、市内にある木質の資源を有効に使ったということで、活動内容とかあります。それから、竹にしても、同じく竹を有効活用するとか、エコの実につきましては、リサイクルして、ぼろぎれを今度はかばんにするとか、いろんなことで使われて、されてますので、そういう部分は出ております。ただ、市としてこれはどうなんやという評価まではちょっと今できてないのが実情でございます。

以上でございます。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 せっかくいい取組されてるんで、その辺の広報的な部分であったりとか、こういう成果が出てる、こういう関心を持ってもらえたというところを、やっぱり税金使ってこういう事業をやっていってるわけですから、市のためにこういうことができてるんですよということを、こういう結果が出たということをちゃんと広報して、成果として残していかないと、ただ出すだけってなってしまうと、具体的にその辺の検証していくのが一番重要だと思うんですけども、その辺はどうお考えですかね。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 幅広く見てもらう中で、市広報が一番いいかなと考えております。なかなか年間通して市民は当然と思うんで、その部分の市民P R等、それから、ホームページにつきましては、24時間見れるような形で、今指摘されたようなこと、こういう実績があるんです、こういうものがあるんですという形で出せたらいいかなと考えています。

以上です。

○今井委員長 審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。10時30分まで休憩をいたします。

午前10時17分休憩

午前10時30分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

次の項目に移ります。

神吉委員。

○神吉委員 続きまして、主要施策の成果説明書46ページの上段、滞納徴収対策事業です。税の滞納者に対する徴収事業なのですが、今回新たに佐用町との共同捜索による財産調査などが始まったようですが、この状況と効果はどうだったでしょうか。それから、徴収停止というような言葉も出てきておりましたが、そういうのに至ってしまった案件があったのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権管理課長 それでは、まず佐用町との共同捜索による財産調査なんですけれども、宍粟市におきましては、共同捜索に係る案件として4件行いまして、その4件とも、所有されております軽自動車についてタイヤロックによる差押えを行っております。その後、その4件につきまして、一部納付と、また新たな分納誓約を交わしまして、履行継続の承諾をいただいておりますので、その後、その共同催告による徴収の執行停止については行っておりません。

また、佐用町につきましては、5件の捜索応援依頼がございましたので、職員のほうが佐用町のほうに行きまして、住居等の捜索のほうを行っております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 宍粟から4件、佐用から5件という数字が出ておりますが、これは調査認定する対象者の全体のどれぐらいの割合に当たるのかというのが分かりますか。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権管理課長 財産調査につきましては、令和元年度において、預金であったり、給与照会、生命保険等、それからまた不動産登記情報や自治体への状況の調査等ありまして、令和元年度で延べ2,800件調査のほう行っております。その中で、財産調査を行っても財産が見つからない場合について、また、こちらのほうから催告しましても何ら分納の履行が確認できないとかいったような場合に捜索を行うも

ので、全体の調査については約2,800件あるうちの4件ということになります。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 部長の初めの挨拶の中で、徴収率の増がものすごくよいという数字、率になっておりますというのを説明されておられましたが、これに関して、この徴収対策に対して佐用との共同捜索による効果というものはいかがだったのでしょうか。よかったのでしょうかね。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権管理課長 実績のほうなんですけれども、収納率が上がっているということにつきましては、全体的な取組の中で、財産調査を行ったり催告を行ったりする中で上がっているものと思っております。この共同催告による分につきましては、まだまだ今回、令和元年度は4件ということで、初年度であったことから、今回あくまでも差し押さえた分を換価して充当しまして、それを徴収のほうに充てるというよりも、今まで履行が止まった案件を、捜索を行うことによって分納誓約取って動かしていくということもあるので、今回の実績に大きく影響したかとは言えませんが、成果はあったのではないかと考えております。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 それでは、私のほうも成果説明書46ページ上段の滞納徴収対策事業についてお伺いします。私のほうとしましたら、滞納されたほうの立場の人からの考え方で、市がどのように話をしたり指導されたのかというような部分からの観点からお伺いしたいと思います。

滞納理由には、これは金融機関等での滞納じゃありませんので、払う力があれば払えるであろうと。また、年金等からの引き落としもあろうという部分での国保での仕組みになっておりますけれども、生活困窮や多重債務による数人の方の滞納者もいらっしゃると思います。当然、税は払う義務があるんですけども、払いたくても払えないという生活困窮、多重債務等、いろんな生活環境の中で起きた方に対して、関係部局、当然、市民生活部だけでなく、ほかとの兼ね合いもあるかと思えます。そのような人に対してどのように取り組まれてこられたのか。先ほども出ましたように、分納ができればそれでこしたことはありません。しかし、分納がしたくてもできない人に関して、生活保護を受けたくても生活保護の基準により受けられないという人たちにとっての、方に対して滞納、徴収の所管を抱えている市民生活部とし

たらどのようなアプローチをされたのか。

それで、ここに成果というのは、分納で滞納を徴収しましたという成果じゃなくて、どういうふうな話し合いをしましたと。そこには宍粟市の生活困窮であり、生活に困られておる、当然、健康福祉部が持っております自立支援、就労支援等にも結びつく部分の大きな部分だと思いますので、その辺の成果という部分でお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権管理課長 滞納理由の把握につきましては、窓口や電話等で納税相談を受ける際に、まず収入状況であったり財産の状況等を聞き取る中で生活の状況を確認してるわけなんですけれども、その中で、困窮によって通常の生活もままならない状況の方もいらっしゃいますので、そういった方につきましては、なかなか税を、公平・公正といいながらも、納めていくのは難しいのではないかと判断すれば、自立支援事業の担当部局のほうにつなぎまして、税のほうもそれによって、困窮で納めることができない、また、年を取っておられる方であれば今後収入も見込めないというような方につきましては、執行停止などの緩和措置を取っております。また、多重債務などお話が出ましたら、過払い金の可能性もございますので、消費生活センターのほうにつないだりとかしまして、債務自体を減らしていただくことで税のほうに回していただけるようなことができるのかなとも考えておりますので、そういった連携のほうは取っております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 そういうふうな各関係部局、各関係専門によるような滞納処分の方方も、私は税についてはあるのではないかと考えております。当然、本人、家族において債務能力があればいいんですけども、どうしても債務能力がない方については、今言われたような部分で、これからも丁寧な滞納処分の方法、もしくはいろいろな方法があるんですというような部分をお願いしたいと思います。

それで、また、国保税等の債務によって本人がストレスを感じて、これは健康福祉部ですけども、自殺とか、ひきこもりとか、鬱とか、また犯罪に結びつかないことが滞納処分のやり方として一番頭を痛めていかななくてはいけない部分かなと感じておりますので、その辺のことも十分加味してされてきたということですので、その辺の部分について、令和元年度の取組についてもう一度お願いします。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権管理課長 債権の滞納整理の中でも、やはりそういった支払い能力があるのに払わない方、また、払いたくても困窮されておって払えないという方のさび分けというのがやっぱり、その見極めいうんが重要だと考えております。その中で、やはり財産調査の徹底であったりとか、そういうことで財産が把握できて、払えるのに払ってない方には厳しい差押え等の処分をする。また、財産が見当たらない、今後収入も見込めないような方については、生活保護とかそういうことも制度上受けられないという方もいらっしゃると思いますので、そういった方についても柔軟な対応で緩和措置のほう取ってまいりたいと思っております。また、そういうことをする中でも、各部局の連携というのも大切だと考えておりますので、そういった観点をもって進めていきたいと思っております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 引き続きよろしく申し上げます。以上で終わります。

○今井委員長 次の項目へ行きます。

山下委員。

○山下委員 資料を提出していただきました5ページ、住宅新築資金等貸付金の収納状況、この部分での質疑をさせていただきます。

少しずつ収納は進んではおりますが、令和元年度におきましても多額の滞納繰越金が残っております。収納に対してはどのような対応を行ってこられたのか、質疑いたします。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 住宅新築資金等の貸付金に係る昨年度の対応状況についてですが、毎月の償還事務や相続関係の確認、また償還が滞っていた方を訪問して、現在の生活状況などを確認しつつ、分納額の再確認を行うなどの対応をしております。令和元年度につきましては2件の完納ということになっております。

なお、この貸付金につきましては、滞納整理が非常に困難な案件が残っている状況でありますので、なかなか件数は上がってきませんけれども、最終的に回収困難と判断できるものについては、不納欠損をすべきものもあるのかなと考えておりますが、現在も償還されている方もありますし、公平性を確保し、慎重に判断をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 努力を続けてくださっているということで、引き続きお願いいたします。

次行きます。資料を出してくださっております9ページです。この部分の、保険証交付状況ということで記載して下さっております中での質疑をいたします。

この短期証あるいは資格証交付世帯が令和元年度におきましてもやはりあるわけですが、このような世帯は、子育て中の若い世帯の割合、これがどのような割合になっているのかということをまずお尋ねいたします。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 子育て中の世代として、例えばですが、30代で9%から10%ほど、40代で12%、50代、また子育て世代からは上になれる方もいらっしゃるかもしれませんが、19%、60代以上が34%ということになっております。19歳以下の方が18%で、やはり子育て世帯の方もこの中にはいらっしゃる状況です。以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 やはりどの世代にわたっても比較的国保税を払にくいという世帯の方がいらっしゃるというようなふう感じたわけですが、そのように捉えてもいいんでしょうか。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 階層から見ますと、やはりどの世代にもある。あと、家族で、多くの家族を抱えていらっしゃる御家庭も入っていらっしゃるということで、その被保険者が全員ここに何%ということで上がってくるわけなので、どの世代にもあるという状況が分かっております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 資格証交付世帯となってくると、医療を受けるにも全額医療費を負担しなければならないということで、なかなか医療が受けづらい状況ではないのかなど。その辺の配慮というのはどのようなようになっているのでしょうか。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 資格証の交付世帯は現在のところ、令和元年度もですが、1名1世帯ということになっており、年代としては40代の方になっております。7月までのレセプトといいますか、医療機関の受診状況を確認しますと、10割負担ということが影響しているかどうかは確認できておりませんが、医療機関は全く受診をこれまでされてない状態です。相談につきましても、その方については特

に債権管理課のほうでも市民課のほうでもお聞きしたいということはないと担当のほうからも聞いておりますので、今のところはそういった問題になったようなことはなかったのかなと考えております。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 続きまして、短期証のことでお尋ねしたいわけですが、短期証は、以前聞きましたら、たしか2か月の更新とか言われてたように思うんですが、それでいいのかどうか。この辺、令和元年度。そして、また、その短期証の更新に対してどのような対応を行ってくださっているのかということを質疑いたします。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 短期証については、債権管理課とも確認し合った事務処理要領というものがございまして、その要領に基づきまして分納誓約を締結し、納付相談の機会を持ち、原則1か月の短期証を交付しています。年度更新で出されます12月については、年末年始がかみまますので、12月、1月の2か月証を出していることがあるのと、あと、年金生活者の方については、納付相談の中で、年金月に合わせて2か月というような証を出している方も場合によってはございます。それと、あわせて、高校生世代以下の方につきましては、やはり子どもさんの医療を受けれる状態をとということで、6か月証の短期証を交付させていただいております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 65歳以上の御高齢の方と、75歳になれば後期高齢者医療保険制度になりますが、それまでの65歳以上の方においても、やはり滞納されている方がおられると思うわけですが、1か月ごとの短期証の分納のための相談等を市役所まで来られるのが困難とかいうような状況はないのでしょうか。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権管理課長 確かに65歳以上の方の滞納の方もおられまして、状況等確認するために窓口のほうお越しいただいて、今の状況をお聞きする中で、分納されてる方もいらっしゃるし、確かにおっしゃるようにならなると市役所まで来るのは難しいなという方もいらっしゃるんですけども、そういった方のために収納事務補助員のほうを1人設置して、訪問徴収のほうも行ってますので、そういう難しいような方については、家のほうまで行かせていただいて引取りのほうさせていただきまして対応のほうしております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 それでは、次の質問に行かせていただきたいと思います。資料の10ページであります。これは成果説明書の、先ほどほかの委員の方からも質問がありました、この上段、滞納徴収対策事業、これにも関わってくる問題であります、私は国保税収納率、資料の備考欄、ここのところにちょっと着目してしまったわけなのでありますが、この備考欄に、令和元年度からの佐用町と市町間併任人事協定により財産調査、搜索の強化というふうに書いてあって、それで具体的にどのようなことを行ったのかという質問でありましたが、先ほどお二人の委員の方に答えていただいた軽自動車のタイヤロック、あるいは住宅の搜索、回答といたしましてはこのことなのかなど。そしてまた、その件数が4件ということでありました。それでいいのかなど。それから、4件のうちの国保税、これに関してが何件なのかなどということを質疑いたします。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権管理課長 この搜索につきましては、おっしゃいましたように、住居等へ出向きまして差押え等できる財産の発見のための立入調査ということになっております。宍粟市では4件ということでタイヤロックをさせていただいたんですけれども、この4件のうち、国保税の滞納者は1件が該当いたします。その方につきましても、その後、タイヤロックをしましたが、一部納付されて、その後分納計画を新たに交わすことで、差押えはしたままなんですけれども、タイヤロックを解除して、使用許可のほうを出して、使っている状況です。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 この令和元年度から始まりました市町間併任人事協定による佐用町との併任人事協定によります搜索の強化、こういったことをこれまで宍粟市におきましてはされてこられてなかった。しかしながら、令和元年度から行われ始めたのはどうしてなのか、法的根拠から説明していただけたらと思います。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権管理課長 この搜索なんですけれども、搜索は財産調査、強制調査になるんですけれども、以前から当市のほうでもやっております、居宅のほうから引き上げてきた財産を会場公売とかで公売した分を換価して、それを充当するようなこともやっておりますけれども、なかなか搜索する案件とかもなく、しばらく途絶えて

おりましたけれども、平成30年には1件タイヤロックのほうしてる実績があるわけなんです、今回、併任の人事ということで、新たな取組という形でさせてもらった経緯につきましては、平成30年度までは県のほうから回収のチームの派遣事業というのがございまして、宍粟市においても県から、県の職員と併任して共同で徴収をするというようなことをやっておったんですけども、県のほうが方針の転換をされまして、その回収チームの派遣事業を平成30年で終了するという事になって、その後、今度、市町の自立した徴収対策の促進ということで、県のほうが市町間の併任による徴収強化という方針に変更されて、県が推進のほうされておりました。その中で、回収チームもなくなる中で、佐用町さんのほうと宍粟市については生活環境とかも類似している団体でありますし、また、そういった滞納されている方の生活状況なんかも類似しているということで、共同で催告を、差押え等の業務を行うというのもメリットを感じましたので、協定を結んで、今回、令和元年から始めたという経緯になっております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 すみません、教えていただきたいんです。こういったことは非常に人権的なことに関わってくる問題であると思います。そこで、こういったことが可能になる法的な根拠というのを教えていただけませんか。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権管理課長 搜索につきましては、国税徴収法等の法令によりまして、滞納者宅に財産調査を行うということについては、徴税吏員が可能となっておりますので、そういった法令に基づいたものになっております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 では引き続き、資料の12ページ、出してくださいましてるところの、この一番下のところの後期高齢者医療保険被保険者証交付状況、このところで質疑をさせていただきます。

この資格証は、75歳以上の御高齢者の医療を奪うことはできないという理由で発行されてないというような御説明、以前にも聞いたことあるんですが、それはそれでいいのかということをもう一度質疑いたしたいのと、それと、この短期証は十数名の方に出ておりますが、これの更新は何か月で、やはり75歳以上ということで、市役所まで来られるいうの大変だと思うんですが、何か月でどのような対応をして

くださっているのかということを質疑いたします。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 後期高齢者医療保険につきまして、資格証についてですが、先ほど議員がおっしゃっていただいておりますように、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないようにということで、原則として交付はしていません。

また、短期証の更新につきましては、県の広域連合の事務取扱要綱に基づきまして、前々年度以前の保険料に滞納がある場合は3か月証を、前年度保険料のうち3期以上滞納がある場合は6か月証の短期証を交付しています。この18名につきましては、全て3か月証の状況となっております。

対応としましては、年金支給月に合わせて年数回催告書を送付し、納付がなければ電話連絡を取り、また、来庁が難しい方がありましたら、訪問を行って納付相談や滞納徴収に努めているところです。

以上です。

○今井委員長 そしたら、次の項目移ります。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 最後の質疑になろうかと思えますけども、よろしくお願ひします。

成果説明書の45ページ、下段であります。国民健康保険医療費適正化・保健事業という、毎回出していただいております項目について、順次4点について伺います。

まず、第三者行為に該当するケースはどのような災害であったのか。業務災害、通勤災害及び交通事故、交通事故以外などの災害のケースについて伺いたいと思います。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 第三者行為に該当するケースとしましては、この国保でいう第三者行為には業務災害、通勤災害は当たらず、労災保険での保障となっておりますが、交通事故や他人の犬にかまれたり、けんかなどによる場合などがございます。令和元年度につきましては交通事故のみの要因となっております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 業務災害と通勤災害は労災で処理するという、一律労災で処理するということでええわけですね。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 医療機関で公務や労務による災害だというような起因による場合は、医療機関のほうから労災の適用ということで、その書類によって労働基準監督署の流れになっているかと思います。国保で第三者行為が起因として国保を使われているのではないだろうかというものにつきましては、昨年度は交通事故によるものだけだったということです。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 続きまして、レセプト点検による減額査定、差戻しなど誤請求の件数と、その内容はどのようなものであったのか。特に医療関係においては診療明細書が昨年よりからなかなか難しい、きめ細かな診療明細書に変わっておりまして、医師の先生方も大変かなと思っております。そのまた点検を行うということも大変かなと思っておりますので、その辺、レセプト点検についてどのようにされてきたか、お伺いしたいと思います。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 レセプト点検による過誤請求の状況につきましては、資格点検や内容点検により、令和元年度は867件、1,255万2,000円の過誤請求が確認できました。内容としましては、他保険との資格違いや負担割合の違い、また病名等投薬や検査状況の疑義照会等により確認できたものであります。

委員がおっしゃいましたように、レセプト点検の専門医にも確認したところ、やはりいろいろ制度により改正が多くありますので、専門医自体も研修であったり、また本を購入して研究をするなど学習に努めているところですし、医療機関の状況を見ても、やはりそういう部分での勘違いだったりとかいうようなこともあるような様子ではお聞きしております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 この、それこそ初歩的なことを伺うんですが、レセプト点検というのは、兵庫県の医師会の保険関係のほうでやられとんか、それとも宍粟市単独でやられとるのか、お聞きしたいと思います。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 宍粟市の国保、県下の市町の国保はどこもですけども、兵庫県の国保の連合会がありますので、そちらのほうでレセプトの点検をされているのと併せまして、宍粟市のほうでは専門医を2名配置しまして、二重で

といえますか、点検をさせていただいているところです。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、神戸にあります兵庫県の連合医師会館等ですね、国保の、そこで一括して、兵庫県は一括してレセプト点検を専門医に、もうほとんど専門医の先生ですか。それとも、レセプトの点検できるのは専門医の研修を受けた人とか、実務経験がある人とかいう項目があるんですけれども、今、宍粟市が出されておられる兵庫県はほとんど専門医の医師という先生の中でやられとうわけですか。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 国保連の中の審査機関の中のちょっと職員さんのことについては、どれだけ専門の方がいらっしゃるかということは分からないんですけども、医療機関でレセプトを事務としてされている方とはまた違って、国保であるという資格のような点検なども発生しますので、そういうレセプトの点検を勉強されてない方も含めていらっしゃるのではないかなと考えております。宍粟市においては、1名はそういう医療事務の経験者、長年国保でも携わっていただいておりますし、また、1名については、過去、旧町時にもそういう経験を町でした、長きにわたって専門的にしている職員に担っていただいております。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 よく分かりました。

続きまして、データヘルス計画指導率が目標値に近づいております。大変高い計画の指導率ではないかなと思っております。まず、特定健診等のデータに基づき、健康管理や疾病予防、重症化予防などが効率よくできているかなど、担当部局として、令和元年度、また平成30年度についてどのように、せっかくデータヘルス計画等がありますので、データ等も手元のほうに集まっていると思いますので、それを見てどのように部局を通じて評価されているか、お伺いしたいと思います。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 データヘルス計画につきましては、特定健診の受診結果、それと医療機関を受診されているかどうかというレセプトですね、その突合などによりまして、重症化であると思われる方へ保健師の保健指導などを行うというような流れを取っております。宍粟市の場合は、抽出をした場合に、糖尿病と高血圧症について重症化のおそれがあるというような、やはりデータの中からも見て取れますので、近年はこの糖尿病と高血圧症について保健師のほうからアプローチを行っていただいております。

令和元年度につきましては、なかなかアプローチをしても、電話連絡してもつながらない方には、通知によるアプローチ、これも県のほうからこういう通知がいいですよというようなものも来ますので、より効果的に見ていただける通知に変えたりということでアプローチを行ったり、特定健診などの際に面談の機会を持ったりと、アプローチ方法を工夫していただいたことで、この目標に近づくことができたかなと考えております。

ただ、事業実施する中では、いろいろな課題も出てきておりますので、この一つの目標を目指すということだけではなく、今後さらに関係部署で協議を深めながら、より効果的な事業にできるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 この辺のところが医療費の抑制にもつながりますし、健康的な、いつまでも元気な宍粟市民というようなことにもつながると思いますので、なかなか難しい部分だと思いますけども、この計画等を推進していただいて、緻密な努力を続けていただきたいと思います。

最後になりますけども、よく他の委員からも言われることなんですけども、1人当たりの保険料、国保料が宍粟市は県でも上位であると。そのなぜかという要因は、常任委員会等での説明もあり、分かって、十分理解しておるわけなんですけども、しかし、できる限り医療費の適正化、国保税の引下げといったようなことが大切かと思えます。その辺の部分について、推進をどのように目標を持って令和元年は取り組まれたのか、お聞きしたいと思います。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 医療費適正化に係る取組としましては、先ほどもおっしゃっていただいたように、関係する重症化予防であったりですとか、また、特定健診、より早い段階で疾病を見つけるという点では、特定健診の受診勧奨、それと医療費の通知であったりとか、ジェネリック医薬品の差額通知、また、これらの制度等がなかなか浸透至りませんので、いろんな機会を通じて意識啓発のチラシ配布などを行っております。それと併せて、協議は一緒にさせていただいて、保健福祉課で健康づくりポイント事業など新たな取組も、毎年何かできないかということで、関係部署では連携しながら考えて、させていただいているところです。

保険税につきましては、議員おっしゃったように、なかなか医療費だけではございませんし、また、医療費も社会保険との出入りなども国保の場合はありますので、

その数値が成果にはなかなか見えづらい部分がありますけれども、こういう少しずつの取組をやはり継続的にすることが大切かなと考えております。

以上です。

- 今井委員長 以上で事前通告の質疑は終わりました。関連等、質疑のある方おられますでしょうか。よろしいですか。

では、以上で市民生活部の審査を終わります。どうも御苦労さまでした。

午後からは、午後1時から再開いたします。

暫時休憩します。

午前 11時12分休憩

午後 1時00分再開

- 今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

健康福祉部の審査を始めます。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いいたします。説明及び答弁は自席で、着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。

それでは、始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いいたします。

世良部長。

- 世良健康福祉部長 それでは、令和元年度の決算審査に当たりまして、健康福祉部所管事務事業の概要を説明させていただきます。

地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中におきまして、国においては地域共生社会の実現を掲げ、様々な取組が進められております。令和元年度、健康福祉部におきましては、保健と医療と福祉が連携した安心のまちづくりを目指して、施策の推進に取り組みました。

地域福祉の充実では、地域福祉を推進するため、今後5年間の指針となる第3期

宍粟市地域福祉計画を策定しました。

生活困窮者自立支援事業としまして、相談支援や就労支援に継続して取り組むとともに、新たに家計改善支援として、家計状況の管理や金銭の問題により生活が苦しい方に対する改善プランの作成や、相談機関との連携により自立支援のための支援に取り組みました。

また、平成30年度に策定した宍粟市自殺対策計画の下、新たに精神福祉士を配置、ゲートキーパー養成研修の開催、相談支援の充実、人材育成を行うとともに、自殺対策講演会など自殺対策に関わる啓発を推進し、自殺問題が社会的な課題であるという意識の醸成に取り組みました。

子育て支援の推進では、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援事業を展開するとともに、子育て支援の充実を総合的に推進するための第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を行いました。また、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育施設「そらまめ」を新たに開設いたしました。

医療体制の充実では、地域医療の安定確保と子育て世代の安心を図るため、懸案でありました耳鼻咽喉科の新規開業への独自支援を行いました。訪問看護ステーションにおいては、年々増加するニーズに応えるために職員体制の充実を図り、在宅医療の推進に取り組みました。

障がい福祉の充実では、第2次宍粟市障害者計画に基づき、社会参加の促進と地域生活支援の充実に取り組みました。また、手話奉仕員養成講座をはじめとした各種養成講座を展開し、手話通訳者の養成に取り組むとともに、外出が困難な高齢者や障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、引き続き外出支援サービスを推進しました。

高齢者福祉の充実では、不足する介護人材を育成・確保するため、市内の介護事業所と連携して介護職場体験セミナーの開催、介護支援専門員試験対策講座の開催などに取り組みました。また、地域での支え合いや高齢者の社会参加と生きがい活動を推進するため、通いの場活動への支援を通じて介護予防に取り組みました。

以上が令和元年度における健康福祉部の主な取組となりますが、一宮、波賀、千種の各保健福祉課におきましては、各管内におけるこれらの業務を所管するとともに、波賀診療所、千種診療所では、医療の希薄な市の北部医療を支えるための診察を行いました。

保健・医療・福祉に関連する国の制度が目まぐるしく変遷する一方で、市民のニ

ーズが多様化する中、担当職員は昼夜を問わず各種事業に取り組んできましたことを申し添えさせていただきます。

この後、次長より資料に基づく説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○今井委員長 三木次長。

○三木健康福祉部次長 本日は健康福祉部の決算審査についてよろしくお願ひいたします。私からは、健康福祉部から提出しております資料について少し御説明いたします。

健康福祉部の審査会計は、一般会計の民生費、衛生費部分と国民健康保険事業特別会計の保健衛生事業関係部分、国民健康保険診療所特別会計、介護保険事業特別会計、訪問看護事業特別会計の5会計に及びます。一般関係部分では、決算書の民生費が94ページから126ページに係る経費で、民生費では関係支出は主に生活困窮者自立支援事業に係る部分、生活保護費に係る経費、高齢者福祉に関する経費、障がい者福祉に関する経費、児童虐待やDV対策に関する経費、児童手当等に関する経費などを決算を計上しております。

衛生費では、126ページから132ページまでに係る経費で、保健衛生に関する経費、母子保健に関する経費、市民の健康診断、がん検診等に係る経費、夜間診療に関する経費の決算を計上しております。

国民健康保険事業特別会計では、20ページの保険事業費から21ページの特定健康診査等事業費に計上した経費で、主に国民健康保険加入者の健康指導に関する経費を計上しております。

国民健康保険診療所特別会計では、30ページから48ページに示したとおりで、地域医療確保対策として、波賀診療所及び千種診療所の運営に係る経費を計上しております。

介護保険事業特別会計では、64ページから93ページに示したとおりで、介護保険事業の運営に係る決算を計上しております。

訪問看護事業特別会計では、96ページから107ページに示したとおりで、訪問看護ステーションの運営に係る決算を計上しております。

次に、主要な施策に係る成果説明につきましては、健康福祉部では50ページから56ページにそれぞれ各事業を上げております。50ページでは地域福祉計画の策定事業と、50ページの下段から51ページに係る事業については生活困窮者自立支援事業

に係る経費をそれぞれ成果説明をつけております。52ページには病児・病後児保育事業、子ども・子育て支援事業計画策定事業、53ページには介護人材確保対策事業、手話施策推進事業、54ページには外出支援サービス事業、子育て世代包括支援事業、次に、55ページでは耳鼻咽喉科開業医誘致事業、自殺対策推進事業、最後に、56ページには食育推進事業と地域づくり型介護予防事業をそれぞれ成果説明書を添付しております。

最後に、資料請求のありました部分につきまして若干説明申し上げます。

津田議員からありました補助金の評価等の資料につきましては、各会計ごとに後半部分に事業ごとにそれぞれ、補助金ごとにそれぞれ示しておりますので、見ていただけたらと思います。ただ、国県の補助がある部分につきましては、補助金ありという形で示しておりますので、評価等を行っておりませんので、御了承いただきたいと思っております。

次に、山下議員からの介護保険事業の資料請求の部分につきましては、委員会資料の55ページから56ページに掲出してあります。また、生活保護に関する資料につきましては、8ページのところにお示しをしておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に、飯田議員からの不用額一覧につきましては、これにつきましても各会計ごとの後半部分に一覧でつけてありますので、確認をいただきたいと思っております。

続きまして、飯田議員の特定健診、がん検診の資料につきましては、23ページから24ページのところに掲出してあります。また、介護認定の状況につきましては、55ページに掲出してありますので、確認をお願いしたいと思っております。

最後に、外出支援サービス事業につきましては、16ページから17ページのところに掲出してありますので、確認をお願いしたいと思っております。

以上で私のほうからの資料等の説明は終わらせていただきます。

○今井委員長 説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いいたします。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、事前質疑書のとおり質疑させていただきます。

いずれにしても、健康福祉部が所轄します部分においては、一般的な地域医療、また社会福祉、高齢者、障がい者福祉、子育て支援事業等に寄与されている、多岐にわたりて大変な部署であるということは私たちも存じて上げております。また、こ

れからは社会福祉保障費、また事業が拡大することは、言うまでもなく、宍粟市にとっても日本にとっても大変な時期を迎えることと思っております。そんな中で令和元年度事業を計画されてきたことについて、私の思うところを質疑させていただきます。

まず、成果説明書50ページの下段ですけれども、次の51ページの上段の部分とも関連することはありますけれども、生活困窮者自立支援事業について、まず、成果説明50ページ、自立支援事業について、まず、単純に言いますと、直営及び委託分について、各相談内容と各件数をお伺いしたいと思います。

2番目も出しております。関連する部分あると思いますので、早期支援、自立促進が図られた支援、いろんな支援が持たれております。広い分野ですので、支援に結びつけるとともに、安定した生活環境へと発展していったのかどうかということを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 失礼いたします。田中委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、生活困窮者自立支援事業についてですが、こちらにつきましては、そもそも生活困窮者という定義は、経済的に困っておられる方だけではなく、就労の状況ですとか、心身の状況、また社会的孤立というような地域社会との関係などに事情により生活に困っておられる方を広く相談を受けるというような目的で進めております事業になります。

その中で、御質問の直営及び委託分についての各相談件数ということで、直営につきましては、社会福祉課のほうで専門相談員がおりまして、そちらで受けている相談になりますが、令和元年度の実績は49件になります。委託につきましては、市役所の1階に設置しております無料職業紹介所、わくわくステーション、以降わくステと呼ばせていただきますが、そちらで委託をお願いしまして、受けていただいている件数、令和元年度の実績は48件になっております。

相談内容につきましては、直営に関しましては、要支援者の親族や民生委員、また医療機関やケアマネさんなどの介護サービス事業、そのようなところから情報提供される複合的な課題を抱えていらっしゃる方の相談が非常に多くございます。いろいろな複合的な課題を抱えていらっしゃると思いますので、しっかり話を伺う中で、そのつなぎ先を検討したり、またケース会議を各関係課が寄って相談をしたりということで、就労支援が必要な方については、そのわくステにつないだりもしております。

す。

逆に、委託で受ける相談につきましては、まずは就労に関する相談のために訪問される方がほとんどですので、まず御自身が就労に向けて訪問されて、その面談の中で、すぐに就労に結びつかないような方がいらっしゃる場合は、社会福祉課に連絡をいただいて、そこからわくステと一緒に連携を取って、どのような就労自立のプランが必要かということで連携を取りながら進めております。件数については以上です。

2番目の御質問の、早期支援、自立促進が図られ、他支援に結びつけるとともに、安定した生活環境へ発展したのかという件についてお答えさせていただきます。

まず、わくステに訪問された方につきましては、早期に就労支援を図ることで生活困窮者の自立促進につながっていると考えております。また、そのほかに、最初に申し上げました複合的な悩みですとか、抱えていらっしゃる方につきましては、例えば精神的な課題がある方については保健師や医療機関につないだり、また、生活保護が即必要だという方については生活保護の申請を勧めるなど、適切に生活保護相談へと案内をしております。

今年度開設になりました福祉相談課も広く相談を受ける窓口となっておりますので、まずは仕事をきっかけにいろんなことを相談にみえることが多いですので、社会福祉課におみえになった方について、そういったひきこもりですとか、長期離職者など、福祉相談課との連携が必要な場合はそちらにもつないだりということで、保健師や社会福祉士などが包括的に支援をしていけるようにということで、現在、連携を取りながら進めているところです。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 先ほどの説明で十分頑張っていたいておる様子がうかがえたわけですけども、複合的な課題を持った利用者様の問題というのはなかなか解決というのは難しいと思うんですけども、そこにはある程度、事務的な業務じゃなくて、専門的な業務の方がカンファレンスなり相談に入られないと難しい部分のケースも出てくるかと思うんですけども、その辺の対応についてどのようにされたか、教えてください。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 複合的な課題を抱えていらっしゃる方への対応という御質問だと思いますが、まず、なかなか長期離職されていたり、ひきこも

り状態にあったりということで、すぐに就職活動ができない方につきましては、この後御質問いただいております就労準備支援事業というのがございますので、そちらへつなぎまして、そこでいろいろな訓練をしていただいております。まず、どの程度の訓練が必要かというようなプランを立てまして、本当に長い間、社会から離れていらっしゃる方については、卓球だったり、まずは毎日ここへ通ってきてくださいということで、北庁舎の4階にございます、そちらもわくわくステーションというんですが、そちらへ毎日訓練に通っていただいたり、徐々にレベルを上げていながら就労に結びつけていくような訓練をしていただいております。また、ひきこもりですとか、そういった方については、先ほども申し上げましたとおり、福祉相談課の保健師などにも相談に入ってもらいながら調整を図っているような形を取っております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 このような支援の要る方は、日々の空間から離れること、また空間から脱着することが一番大切なケアではないかと。そうなりますと、また、その人たちも、悩みを持った人たちも新しい世界を見つけるというような部分ありますので、今言われましたように、日々新しい空間があるところへ来ていただくというような支援のやり方は、私はすばらしいと感じております。

続きまして、委員長、2番になるんですけど、続けてよろしいですか。

○今井委員長 お願いします。

○田中一郎委員 先ほど言いましたように、同じような質問になりますので、2番目、続けてということで、委員長の許可いただいておりますので、生活困窮者の自立支援の中の、先ほども少し説明がありかけた就労準備支援事業等、就労支援事業についてお伺いしたいと思います。まず、三つ上げておりますので、一つずつお願いしたいと思います。

1番目に、就労に向けての課題を宍粟市としてある程度整理していかなくてはいけないということですので、令和元年度1年では無理だと思います。平成30年度とかいうようなことで、宍粟市としてどういうふうな取組をしようかという、きちっとした整理をどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 宍粟市での就労に向けての課題をどのように整理をしているかという御質問なんですが、広い意味での就労というのは、産業部

のほうが実施しております無料職業紹介事業などに分類されるかと思えます。

私どもの社会福祉課で実施しておりますこの就労支援に関しましては、なかなか求職活動にスムーズにできない方を対象としておりますので、課題の整理としましては、相談にみえた方のいろいろな悩みを聞いたり課題を整理していく中で、先ほどのわくステですね、無料職業紹介所に来ている宍粟市の求人情報とも照らし合わせながら、相互連携を取って、なかなか社会福祉課で相談を受けても、やはり仕事に結びつけるというところでは、わくステの力を借りないとやはり難しい点がございいますので、ある程度求職活動ができるようになれば、わくステの力をお借りして求職へと結びつけております。

逆に、まずわくステの窓口へ仕事を探しにこられた方でも、先ほど申しましたように、なかなかすぐに求職活動ができない方については連携を取って、社会福祉課の相談員とわくステの方、職員さんが一緒になって、どのような形で進めていくのがいいのかというような形で進めております。

そのような中で見えてきた課題といたしますのは、やはり市役所の直営だけでは難しいですし、わくステがあることで、お互いに連携を図りながらよい形で現在は進められておると考えておりますので、今後も、直営と委託があるんですが、事業の見直しをしながら、スリム化も当然していかないとは思っているんですが、無駄を省いて、本当に必要とされる事業をしっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 先ほどもスリム化とか出ましたけど、こういう事業についてはスリム化も必要かも分かりませんが、大きな器の中であって進めていくということも大切かと思えます。予算等があってもなかなか難しいかと思えますけども、ある程度スリム化、きちっとしたスリム化も必要かも分かりませんが、大きな世界で手を広げて、みんなで手をつなごうやなしに、手をつないでがあって押していく部分も必要かと思えますので、以後よろしく願います。

続きまして、2番に出しておりますところは、世間一般で言われるアフターケア的なもの、ここに就職後のいうて書いてとんどですけども、これが就労後という言葉のほうが適切かどうかは判断していただきまして、取りあえず定着して自分で生活ができる状態に陥ってからいかにそれを伸ばしていくか、それを支援していくかということがまず健康福祉部としての大切な部分であろうかと思えます。そういうふうなことから、就労定着に向けてどのような考え方で取り組まれておるのか、お聞きし

たいと思います。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 田中委員のほうから心強いお言葉いただきましたので、非常に本当に心強く思います。

御質問の就職後の定着に向けての支援につきましては、わくステでの就労支援については、就労を始めてから3か月後までしっかりとアフターフォローを図るようお願いをしております。就職後、事業利用者さんに対して電話相談や会社訪問などをしていただきながら、定着に向けた支援を行っていただいております。

また、直営の就労支援員の就労支援につきましても、同様の支援を行っております。電話相談など受ける中で悩みを聞いたり励ましたりということで、できるだけ仕事が定着できるようにということで、アフターフォローもしっかりといただいているような状況です。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 いずれにしても、みんなが助けていく、いつか自分も助けてもらう時代が来ることもありますような観点で、3番目に出しております、それぞれ個々の状況に応じた支援や課題は、10人おられれば10人とも違ってくると思います。そういうような把握をしていくことが大切ではないかなと思っております。

そうかといって、健康福祉部の担当の職員だけではなかなか難しい部分もありますので、庁内、市役所庁内、また、まちの町内、地域の方、それから委託業者、それからその中心になって事情をよく知っておられる民生委員なり自治会長さん等の連携会議も必要かと思われれます。第3期福祉計画とか障害者計画の中にはそういう連携会議があるということは存じ上げておりますけども、そういうふうな就労準備支援事業、就労支援事業においたような会議は持たれてきたのか。持たれたとすれば、どういうふうな方向を向いていこうというような会議であったのか、教えていただきたいと思います。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 田中委員がおっしゃっているのが、たくさん的人数が集まったきちっとした会議をおっしゃっているのであれば、なかなかそういった会議は開催はできておりません。ひきこもり等の件に対しましては、福祉相談課が中心になって、今年度からいろいろな関係機関が寄って連携会議というの開催はしていただいております、私どももその中には入らせていただいておりますが、

この就労支援だったり就労準備支援事業に関しましては、日常的に相談がたくさんいらっしゃいますので、その方その方で本当にいろいろな形、個々のケースに合った支援を取っていかないといけませんし、また、緊急を要することが多いですので、関係機関といいますか、関係部署、またわくステ、そして福祉相談課や包括支援センターなどの必要と思われる機関は常時集まって、いろいろと個別に相談はいたしております。

民生委員さんですとかに関しましては、当然、利用者さんの同意が必要ですので、地域での見守りが必要かと思われる方につきましては、本人の同意を得た上で民生委員さんに御連絡をさせていただいて、見守りをお願いしているような状況もございます。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 もちろんそうでありまして、私が今、言葉が足らんかったんですけど、プライバシーとか、そういう保護の部分は当然十分にプライバシーの保護を図りながら、市として、各関係者として助けていこうという部分でお願いしたわけで、誰でもかれでも審議会集まってくださいという部分やなく、当然、プライバシーの問題は重々配慮した上で、いろんな、適切な、必要な各関係者によって、そういうふうな会議なり協議がされたかということを聞いたかったわけで、小さな部分じゃないんですけども、そういう部分は十分配慮した上で、適材適所、個々に応じた全体的な専門職、専門関係者との話し合いは持たれたかというようなことを聞いたかったんで。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 そのような会議でしたら、先ほども申し上げましたように、個々に応じて、できるだけ速やかに関係部署が集まって調整をいたしております。成果といたしましては、いろいろな部署が連携をすることによって包括的な支援ができていないかと担当課としては考えております。

以上です。

○今井委員長 そしたら、同じ項目で、次お願いいたします。

飯田委員。

○飯田委員 同じところをお願いします。就労定着の部分については、目標クリアしているというような状況です。就労準備活動という部分は、いまいち進んでないという状況がここに報告されておるんですけども、その部分についてどういう問題

点があるのかなと。

基本的にこういうところにお世話にならない方というのは、ある一定、問題という言い方おかしいんですけど、いろんな課題を持ったお方であろうと思うんです。ここへつなぐのも一定直営の相談員、支援員のほうからこちらの委託先へつないでいくという形になっておるんだと思うんですけれども、その中で、どうしてもこの部分が充実できていないという部分、この辺についてどういうふうに捉えておいでか、お伺いします。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 飯田委員の御質問にあります就労準備支援事業に関しましては、すぐに就労活動に結びつかない、これまでひきこもり状態であった方、また昼夜逆転の生活をされているような方、あるいは社会との関わりが苦手な方などが非常に多くございまして、その方については、まずわくステに相談に行かれたとしても、なかなかそちらでは対応が難しいケースが多くございますので、社会福祉課に相談をいただいて、社会福祉課でいろいろな検討をしながら、今度は逆に委託しておりますわくステでしていただいている就労準備支援事業、日常生活の訓練ですとか、パソコンなど、また運動したり、ちょっと畑仕事をしたりというような訓練も行っていてございます。

そちらで対応していただいているような形での支援になりますが、今申し上げたような方につきましては、長いスパンでの支援が必要となってくるケースが非常に多くございます。年度によっては、今回審査いただいております令和元年度のように、なかなか就労支援への移行が困難な方もいらっしゃいます。平成30年度に関しましては11人この就労準備支援事業で支援を行ったんですが、9人が就労支援へと移行もできたような年もございますし、やはりお一人お一人の事情によって長い期間での支援が必要な方もございます。令和元年度につきましては、6人中お一人が就労支援へと移行はできたんですが、それ以外の方につきましては年度をまたいでの支援なども行っており、低調に終わる場合もあったということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 まあまあその辺のところは恐らくそうであろうというふうに理解します。そういうことで、今、安井次長おっしゃったように、すぐにそれが就職活動に結びつけるかというたら、なかなか難しい部分があるということで、年度をまたいで諦

めずに支援を続けていく、そういう姿勢を持っていていただくということについては、それはよろしくお願ひしたいなと思ひますし、これ自体がほとんど委託事業ということになりますので、大変でしょうけども、やっぱりその辺に結果を求めていくということも必要かと思ひますので、予算をつけたらそのまま、もうこれは委託なんですから、その予算は必要になるという部分ですので、実績というものについて、やはり皆さんもある程度意識されておると思ひうんですけれども、気長にという言い方も変ですけども、やっぱりその辺のところは実現を目指して頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○今井委員長　そしたら、同じ項目でお願ひします。

山下委員。

○山下委員　同じ項目で、また同じような内容の質問であります。そこで、先ほどお答へくださったところでは理解できましたが、ちょっと質疑はさせていただきたいと思ひうけなんですけれども、私も飯田委員と同じように、時間がかかってもいいと思ひております。そこで、この5人の方は今、この場所に通われていらっしゃるのか、また、期限、これが設けられているのか、質疑いたします。

○今井委員長　安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長　令和元年度の実績で上げております6名の方につきましては、1名が就労支援へ移行ということで、残りの5名の方については、引き続き来られておる方もありますし、途中で病気になられて支援が中断した方もいらっしゃいます。また、若い方ですと、ある程度訓練ができた段階で来られなくなったりという方もいらっしゃいます。先ほどの無料職業紹介所のほうがされている若者サポート何とかという事業があったかと思ひうんですが、就労のほうで。そちらのほうへ移行された方もいらっしゃいます。

ただ、継続していらっしゃる方につきましては、おかげさまで北庁舎の4階に就労準備支援の事務所を設けていただいておりますので、社会福祉課とはすぐ近くにありますので、就労支援員ですとか自立相談支援員が常にそちらのわくステのほうとも連携を取って状況の確認などは行っております。

以上です。

○今井委員長　山下委員。

○山下委員　いろんな御事情があつて、5人の方たち全員が通えているわけではないということで、その期限はあるのかどうかということをお聞ひください。

○今井委員長　安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 申し訳ございません。失念しておりました。期限につきましては、年度ごとの事業ですので、一旦は3月末で切らせていただきますが、引き続き支援が必要な方ですとか、本人さんが希望される場合は翌年度もまたいで継続して支援は行っております。特に何年以内というような期限は設けておりません。

以上です。

○今井委員長 そうしたら、次の項目に行きます。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、成果説明書52ページ上段の病児・病後児保育事業について、この事業は去年10月から開設された事業ですので、これということはございませんけども、かれこれ1年、9か月たつわけなんですけども、その中において見えてきた新しい、新たに見えてきた課題とか、これからの計画策定において重要であろうという方針、計画等がございましたら、この約1年間を振り返った中でお答え願いたいなと思っております。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 まず、病児・病後児保育事業を実施するに至った経緯といたしましては、子ども・子育て計画において平成31年度の開設を目指してまいりました。それと申しますのも、県内ほとんどの市町が既に病児・病後児保育事業を実施されております。その子ども・子育て計画を策定するに当たりまして、未就学児、また小学生の子どもさんがいらっしゃる方の保護者の方に市民意識調査を実施したところ、病児・病後児保育を希望される方が多かったということで、子育て支援のためにはこの病児・病後児保育が必要であるという理念の下、開設までこぎ着けたような次第です。

いざ開設をしてみますと、この実績に上げておりますとおり、利用者が半年で15人ということで、非常に利用者が少なかったということに大きな課題があるのかなと考えております。その利用が少ない理由といたしましては、確かに計画策定に際しましてニーズの調査を行ったわけなんですけども、あれば利用したい、希望するというような回答はございましたが、やはり今、子育て支援という制度がほかの面からもいろいろと進んできております。いざ子どもさんが病気になられたときには保護者の方が見てやりたいということで、職場でお休みが取れる状況があったり、おじいさん、おばあさんが近くにいらっしゃって見てくださるという状況も非常に多いのかなと考えております。私どもとしましては、そういう子育てによい環境が進ん

でいるのであれば、非常に喜ばしいことだとは考えております。

ただ、やはり子育てをする中でそういった支援を受けられない方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方を支援していくためにも、この病児・病後児保育事業は必要かと考えておりますが、今後の課題としましては、この事業をさらに周知を図る中で、どういうふうにご利用しやすく、いい制度にしていくかというところも検討していく必要があると考えております。費用対効果の面から見れば大きな課題があると考えておりますが、子育て世代のニーズに応えていくためには必要な施策であると考えております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 先ほども安井次長が言われましたように、病児・病後児という名前を抜いて保育事業とだけ捉えれば、費用対効果等は必要かと思うんですけども、やはり病児・病後児の児童は少ないほうがいいわけでありまして、実栗市にとっても。そんな中で、利用が少ないとか費用対効果という問題が出ると思うんですけども、私的にはこの病児・病後児保育事業はそういう部分は関係ない事業であると。困った子育て世代の人をいざというときに助ける事業かなと考えております。

その中には、働き方改革等があって、有給休暇も取りやすい時代になったということがあるんですけども、ただし、一つだけ、利用したくても利用できなかったというふうな場面があるとすれば、行政としての責任は問われると思います。公平に税を利用してつくった、利用したくても利用できなくて、子どもが入院するに至ったとか、お母さん、お父さんがやむなく休暇を取って上司からいろんなこと言われたとかいう部分が出てきますと、じゃあこの事業は何だったのかということがあるわけなので、この辺だけ注意をして、恐らく1年間運営されたと思うんですけども、いかがでしょうか。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 田中委員のおっしゃるように、私ども十分この制度が周知ができたのかと申しますと、まだまだ足りない部分もあったかと反省はしております。今後さらに、こういった制度があるんですよというような周知の面ですとか、少しでも利用しやすいような制度にしていくためにはということで、皆様、市民の方のニーズなども把握をしたりということで、今後検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 質疑には出してないんですけども、病児・病後児事業について、宍粟市は大変広い地域を有してまして、果たして子育て世代の一人一人を考えれば、果たして1か所だけでいいのかというような疑問も将来的には出てくるかなと思っておりますので、大変広い中でよく使われる言葉が、宍粟市の北部、宍粟市南部という言葉が宍粟市はよく使われるんですけども、果たしてそこだけで十分であるかというふうな議論は、今回開設される時期において、将来的な考え方として議論されたんかなと一つお聞きしたいと思います。最後をお願いします。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 市民アンケートの中でも、小学校区に一つあれば大変うれしいというような御意見もございました。ただ、やはり費用対効果の面から考えると非常に難しい面もございます。

ほとんどの県内市町が既に実施されていると申し上げましたが、宍粟市のように単独の施設で実施しているところは非常に少なく、ほとんどが保育所だったり病院に併設という形で開設をされております。そういったところも踏まえながら、今後、宍粟市においてもどのような形で実施していくのがいいのかというところも踏まえまして、全ての校区でというのは大変無理があると思いますが、少しでも利用しやすいような状況にしていくのはどうしたらいいのかというところの検討はしてまいりたいと考えております。

○今井委員長 そしたら、同じ項目で、次をお願いします。

飯田委員。

○飯田委員 お願いします。同じところでお願いします。ほとんど田中委員のほうで質疑されましたので、あれなんですけれども、この件につきましては、私どもずっと早くしてください、早くしてくださいとお願いして、やっと実現したものでありますけれども、実質やり始めてみると、思うほどの利用がなかった現実もあったということで先ほど答弁があったんですけども、それとてもまだまだ、PRというんですか、皆さんに周知が行き届いてない部分も結構あるかなと思うんです。

そういう意味で、先ほど安井次長のほうからありましたように、これからも周知図って行って、もっとより利用しやすい方法も考えていくと。利用者の意見を聞いてという部分あったんですけども、そんな中で、どういった意見があったのかなというところもちょっとお聞きしたいと思うんですけども、いかがでしたでしょうか。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 利用者様からの御意見ではないんですが、利用者が少ないので、当日受付を可能にしてはどうかというようなアドバイスもいただきまして、定員を満たしていない場合は当日の朝具合が悪くなられたような子どもさんでも受付ができるというふうに改善はいたしております。

また、朝病院へ連れて行っていただいから、こちらの病児・病後児保育の施設に連れてきていただくようになりますので、最初はお弁当持参ということでしたんですが、お弁当でなくても、レトルトの食品だったり簡単なうどんの、そういったものでも大丈夫ですよというような周知も図ったり、また、少し制度が分かりにくい、手続の面で分かりにくいというような御意見もありましたので、Q & A形式でホームページに、こういうときはどうしたらいいですかというような問いに答えていくような形でのホームページにも変更はいたしております。また、場所が少し入り組んでおりまして、広い通りから分かりづらいということも御意見いただきましたので、近くに看板を新しく設置などもいたしております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 どうしてもこういう補助的な部分につきましては、いつも言われるのが、手続が煩雑であるとかいう部分は一番ネックになるところだと思うんで、そういう考え方で変更されたのはよかったかなと思います。

また、それと同時に、そのことについても広く皆さんに周知できるようにしていただい、本当に困ったときの施設でありますので、本当に困ってない人は、何とでもなるという人は多いと思うんですけれども、やっぱり困った人のためのものであるということで、先ほど田中委員のほうもありましたけども、そういうことについての費用対効果は我々としても求めるものではないと思いますので、その辺のところをしっかりと周知して、いつでも、気軽にという言い方はおかしいんですけども、利用できる状況をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○今井委員長 そしたら、同じ項目で。

神吉委員。

○神吉委員 私も同じところの項目からなんですが、ほぼさきのお二人の方から質疑が出ましたので、私のほうから、残る周知の一部のことと、要望を見落としていなかったかというところをちょっとお伺いしたいんですが、対象者となり得る市内の

企業さん、民間の企業さんなどには隣町などから来られてる従業員の方々がおられるのではないかと思うんですが、その方々はたしか対象になるというふうにお聞きしたんですが、その方々への周知というのはどうだったでしょうか。まずそこからお願いします。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 まず、この「そらまめ」という病児・病後児保育室を開設したときに、商工会さんにはお願いにまいったんですが、今回、神吉委員がおっしゃっていただいているような市内企業を回るなど、そういった周知の方法は取っておりませんでした。この御質問をいただいて、やはり今年度はそういったところもしっかりとPRに回らないといけないなということで考えております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 その次にあります要望を見落とししていなかったかというのは、恐らく市内の方だけではなくても、市外から来られるお母さん方が子どもさんを預けたいところがあるということが、そういう場所があるということを御存じであれば、そういうことができるのではないかと思ったので、その質疑をさせていただいたのと、あと、登録も事前登録が必要だったというふうに記憶しているんですが、事前登録の数ですか、そういうのはどれぐらい上がっているんでしょうね。延べ15名になってましたけれど、全登録者のうちのどれぐらいなのかというところをお知らせください。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 現在のところ登録されている方は61名いらっしゃいます。昨年度の実績は15名でしたが、今年度に入りまして、昨日現在では23名の子どもさんが利用してくださっています。そうして少しずつ利用者が増えていくことで、口コミなどで利用したいなと思ってくださる方が増えれば非常にありがたいなと考えております。

また、私どもも、先ほどの市内企業さんにはまだできておりませんが、小学校や幼稚園、保育所などに定期的に発行しております「そらまめ一冊」という広報、チラシがあるんですが、そういったものを配布させていただいたり、また、改めて手続の方法をそのチラシに載せてみたりということで、少しずつPRには努めておりますが、今後さらにそういった形で進めていきたいとは考えております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 田中委員長が一番初めにおっしゃられてた、病気の子どもが多いのがい
いことではないというふうに私も思っているんですが、急に子どもがというのはよ
く保護者の方から、私が直接聞くわけではないんですけども、そういうことをよく
聞きますので、そんなときにシフトを変えなければいけないなどという会社、企業
さんの担当の方の苦労などもよく耳にしますので、そういうときにはこういうもの
があるんですよというのをお知らせしておいたほうがいいのではないかと、思って質
問させていただきました。

以上で終わります。

○今井委員長 そしたら、次の項目に移ります。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 続きまして、事前質疑書の2枚目になろうかと思うんですけども、
成果説明書53ページの上段の介護人材確保対策事業なんですけども、これから高齢
者社会に突入する宍粟市にとっては、企業や施設任せでは済まない問題ではないか
と考えております。やはり市挙げての方策等が必要になってくる時期が必ず来るん
ではないかと思いつつ、三つの質疑をさせていただきます。

まず、説明書を見ますと、介護福祉専門員等々、また介護実施研修等のセミナー
の参加人数が減となっていると。また、評価にも減となっていると書いてあります
けども、この部分についてどのような要因があると考えておられるか。当然、そう
いう介護福祉士なり支援専門員、社会福祉士を目指した若者がいなかった、また現
役世代がいなかったというんは第一条件なんですけども、しかし、それだけでは済
ませられない時期が来ると思うんで、これからの努力と、それから、どういうこと
が原因だったのかなという要因的なものを今把握されておればお聞きしたいと思
います。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 田中委員の御質問にお答えさせていただきます。

この講座、セミナーというのは、まず講座のほうなんですけど、介護支援専門員受
講試験対策講座、これは6人の受講者がありました。それと、セミナー、こちらの
ほうは参加者ゼロという実績です。介護職場体験セミナー、これにつきましては、
市の広報やホームページ、チラシ等で周知は図ったんですけど、周知期間が短か
ったことが要因で、なかなか学生さんの場合、夏休みとかいう期間でないと参加が
厳しく、事業所のほうも、11月以降になるとまたインフルエンザ等の発生も考えら
れますので、とても短い期間の間に募集して事業を実施という事業だったので、な

かなかうまく、周知は図ったんですけど、応募というか、参加される方がなかった
というような状況です。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 いろいろな要因あるかと思いますが、これも先ほどのいろんな
事業と同じように、市として根気強く進めていっていただきたい。また、企業とか
施設に任せるんじゃなく、地域の雇用を確保するためにも、いろんな方向を考えな
がら、必ずや介護福祉士とかそういう介護に興味のある学生たち、また現役世代の
方いらっしゃると思いますので、これからも、また今までと違った考え方でアプロ
ーチしていただきたいなど切に願うところなんですけども、どうでしょうか。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 この事業は令和元年度から実施しまして、いろいろ始めるに当
たって試行錯誤がありましたので、いろいろ令和元年度で勉強させていただいたこ
ともありますし、この介護人材確保対策は喫緊の課題でもありますので、これから
継続して実施していく考えでおります。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 まだ事業としても日が浅いんですけども、これからも引き続き小ま
めな講座、セミナー等の開催もお願いしたいと思います。

次、2番目に行きます。成果説明書を見てますと、事業所へのヒアリング、これ
は外国人雇用の部分のヒアリングというような部分が出てたんですけども、全てに
おいて介護事業としての事業所へのヒアリングは実施されておるわけなんですけど
も、その実施内容と、事業者からの大まかな意見、また望まれるところがありまし
たら、以後の参考のためにお聞かせ願いたいと思います。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 事業所ヒアリングの内容と事業所の意見についてお答えさせて
いただきます。

ヒアリングの内容は、介護人材の不足の状況や不足理由、人材確保の定着の取組、
また市が実施する介護人材確保対策事業に対する意見、希望等を伺う内容でした。
事業所の意見としましては、ヒアリングを実施した10事業所のうち、7事業所が事
業を実施する上で人員の追加配置を希望されている状況でした。

人員確保ができない理由としましては、最も多かったものは、宍粟市の労働人口
の不足、それから続きまして積雪や遠距離通勤による通勤の不安、早朝・夜間のシ

フト勤務が敬遠されているという状況でした。

事業所の人材確保の取組としましては、ヒアリングを行った全ての事業所において人材を確保することは容易でないという認識を持っておられ、現在雇用している職員がやむを得ない理由で退職することがないように、働きやすい職場環境を目指しておられました。

市に対する主な意見、希望といたしましては、介護保険制度を安定的に運営するため、市と介護事業所が意見交換を行う事業の実施や、子育て世代など対象を絞っての効果的な事業の実施、介護福祉士などの試験対策講座の支援、外国人留学生等の受入れに対する助成等の多くの御意見をいただきました。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 事業所から出てきた意見は切な意見だと思いますので、今お聞きしてますと、決して解決できない部分の意見ではないかなと思っておりますので、昨年度、一昨年度の反省の下、またこれからも根気強く進めていていただきたいと思えます。

それと、1点市の考え方としてお聞きしたいんですけども、先ほども人材確保ができない理由の中に、大まかに自然環境、雪が降るとか遠いかという部分が、遠距離であるとかいう部分が出てきとんですけども、これは宍粟市にとっては逃げることのできない現実なんですけども、この辺の対策として企業や施設側はいろいろと考えておられるんですけども、そういう福祉を管轄する健康福祉部としては、どうにもならない自然環境の下で雇用者が少ないというようなところを何とか解決できないかなという部分の議論は今までされたのか。されてないのであれば、これから議論をしようと思われておるのか、聞かせていただきたいと思えます。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 今回のヒアリングにおいても、やはり事業所と市が意見交換を行う事業の実施とかいう希望もありますので、これからは事業所に、市も事業所と一緒に連携しながら、決して事業所だけでは解決できない問題であると思えますので、一緒に連携して事業の実施を進めていきたいと思えます。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 この問題について、先ほども先走って私、質疑しました3番の部分について、事業展開の検討を進めると成果説明書に、再度申し上げますけども、この検討内容、検討するということですので、どのような検討をするかというような部

分は、もう既に青写真はできているかなと思っております。そのような部分を最後にお聞かせ願いたいと思います。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 この課題を基に検討した内容ですが、介護保険事業所の様々な意見の中で、どういう事業展開すべきか模索する中、介護サービス事業所と求職者の双方に対して支援を行うプラットフォーム、拠点を開設し、拠点を中心とした介護人材確保対策事業の展開を図りたいと計画しました。令和2年度に向けて部内協議を続けてきまして、引き続き令和2年度に事業を今取りかかっているところです。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 新たな検討材料で、令和2年度、プラットフォームをつくるということ。大変心強い取組かと思えます。

以上で終わります。

○今井委員長 続いて、同じ項目でお願いします。

神吉委員。

○神吉委員 私も介護人材確保事業のところでお伺いします。私のほうは、ちょっと表面的なことになるんですが、試験対策講座、6名のうち受験した、もしくはすると言われる方は何名なのか。それから、介護支援専門員の実務研修受講試験というんですか、これの難易度が少し高いのではないかというふうな情報を得たんですが、合格率としては10%から20%という、そういう難易度が人員不足の理由になっているのではないかと感じたので、そこをお聞かせください。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 神吉委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、試験対策講座、6名のうち受験した方は何名かということですが、この講座は6名受講されまして、最後まで受講された方が5名でした。5名の方は全て受験はされております。

それと、もう1点の質問ですが、ケアマネの成り手不足についてですが、2018年度からの受験資格の厳格化も要因なんですが、ケアマネ業務が処遇に見合わず責任や負担が大きい上、5年ごとの資格更新研修などの負担も重なり、魅力が薄れていることが一つの要因として考えられます。実際、ケアマネジャーの資格をせっかく取得されても、ケアマネジャーとして働いておられない方は多くありますので、確かに受講試験の難易度も高いんです。平成30年度で全国の推移が9.3%、令和元年度で17.9%と難易度もあるんですけど、実際ケアマネになってから働いておられ

ないという方が多くあり、ちょっと魅力が原因なのかなというふうに捉えております。

以上です。

○今井委員長 続いて、同じ項目。

山下委員。

○山下委員 先ほど説明して下さった説明、本当によく分かりました。それで、私として質疑させていただきたいことといたしましては、介護支援専門員の講座、5名受けられて、恐らくその5名とも合格されたと思うんですけども、その方たちがケアマネジャーとして今市内で働いていてくださっているのかどうかということをお教えいただけますか。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 5人全ての方を把握してはおりませんが、一部の方は就職されるような状況です。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 介護人材の確保というのは本当に現状の中で難しい問題であると思えます。特に令和元年度、1月、2月、3月起こってきました新型コロナウイルス感染症、この関連、この問題も加わりまして、介護施設等も非常に大変な状況になってきて、この人材確保という問題が大きな、本当にどうすればいいかというような問題になってくると思うわけでありませう。

それで、今後、介護福祉士の講座、今、施設に勤めていらっしゃる方の中でも、介護福祉士を取りたいというような方、多数いらっしゃるんじゃないのかなとか思われて、この講座というのも結構いいのではないかなとも考えました。一つ。今後この難しくなっていく中で、どのようなお考えを持たれてるのかなということをお教えいただきたいなと思えます。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 今後はプラットフォームを拠点として介護事業所、それから市と協働でいろいろ事業の展開をしていきたいと思っております。このプラットフォームにつきましては、無料職業紹介所を拠点として、介護サービス事業所への訪問ヒアリング支援であるとか、求職者に対しての雇用条件の調整などマッチング支援、それから就職後のフォローアップ支援などを考えております。今おっしゃられたような介護福祉士の受験の講座、こういうこともこの拠点を中心にまた検討してまい

りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○今井委員長　そしたら、もう一つ行かせていただきたいと思ひます。次の項目にお願ひします。

田中一郎委員。

○田中一郎委員　それでは、成果説明書54ページ上段の外出支援サービス事業についてお聞きします。

これはいつも決算にしろ予算にしろ言われることなんですけども、市の財政負担が大きくなっている現状、しかし、必要不可欠な事業であることは言うまでもありません。そんな中で、計画の見直し、この経費削減というのは、何らかの方法でできるのではないかと感じております。そのような取組を令和元年度どのように行ってきて、協議されてきたのか、お伺ひしたいと思ひます。

○今井委員長　小椋課長。

○小椋障害福祉課長　それでは、外出支援サービス事業の計画の見直し、経費削減についての取組についてお答えをいたします。

外出支援サービス事業につきましては、平成28年度に個人の利用料でありますとか行き先などについて制度の見直しを実施して、これまで行ってきております。この間、事業費が毎年8,000万円以上必要となっておりまして、今後、高齢の方が増えてくる中で、さらに事業費の増加が見込まれるというところで、再度制度の見直しが必要ではないかというところで議論を進めております。現在、内部の協議を進めているところということで、具体的にはまだありませんけれども、柱としましては、これまで意見をいただいております透析患者への支援、あと福祉対策としての支援、あと交通弱者への支援というところを踏まえて協議を進めておるところでございます。

以上です。

○今井委員長　田中一郎委員。

○田中一郎委員　ここで外出支援サービス事業の話出すときに、よく公共交通との話というのが出るんですけども、この部分については、賛成であるか、また別事業として捉えるかは別としまして、私はこの外出支援事業というのは、物を運ぶ、人をただ単に運ぶだけのものじゃなくて、何か障がいなり疾病を持った人、何かの生活の苦難の人を運ぶという観点から外出支援サービスというのは捉えていきたいなと思っております。

そういうようなところで、今、委託料が、タクシー会社とか公共交通の企業に委

託されておられるわけなんですけども、その部分については点検とか、それから交通費用、委託料についての精査は市としてしていかななくてはいけないかなど。それをすることによって、介護支援サービスの車が、どの範囲に、どの時間帯に、どういうことを必要として動いておられるかということがきっちり把握できると思いますので、決して外出支援サービスを悪用されている方がおられるとは言いませんけども、それに対応しない方法で外出支援サービスを利用されている方も、テレビ等で見ますと、自分の足代わりでされている方もいらっしゃいます。というような部分で、まず、委託料の点検や精査、持続可能な制度への協議を各関係機関でされているのかということをお聞きしたいなと思います。また、その協議内容等、ある程度分かれば教えていただきたいなと思っております。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 委託料の、まず支払いのときの点検なんですけれども、この部分につきましては、毎月事業者さんからの請求が上がってきまして、事業者さんから提出される運行日誌と、あと利用券を突合しまして、全てチェックしてお支払いを行っているというところです。

それと、制度の見直しに当たりましては、これまでの委託実績を見ながら検討しております。それに基づいて課題等を整理しているというところです。

関係機関との協議につきましては、昨年度に公共交通、高齢者施策、あとスクールバス等の関係部署で協議をしております。この会議で今後の方向性を調整するというので、そういう会議を開いておりますし、あと、また透析患者の送迎につきましては、市の直営による方法というようなこともできないかというところで、少しになるんですが、まだ検討を始めたところでございます。結論には至ってませんが、内部で協議を進めているというところです。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 今、透析患者さんの、透析が必要とする方が出たので、この質問については最後になりますけども、透析患者さんというのは年々数字的にも増えてきております。これからも高度医療の発展によって増えていく可能性があります。そういうような部分で、外出支援サービスと透析患者さんとの関係を一緒に保っていけば、いつか外出支援サービスというのが潰れてくるような時期が来ないかなと思っておりますので、その辺の透析患者さんに対する市の部分もこれからひとつ、第3次になるのか、第5次になるのか、8次になるのか、介護保険事業、福祉事業の

中に組み込んでいく、考えていく必要が将来的にあるのではないかなと思っております。また、将来的に今計画されております新病院との兼ね合いもあろうかと思うんで、その辺のところを、この令和元年、人工透析の患者さんに対する外出支援サービスを提供した側としてどのように感じておられるか、最後にお聞きしたいと思います。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 透析患者の輸送につきましては、まだ検討段階でございますけれども、検討する中で、ルートのことですとか、車両の購入のこと、運転手の確保のこと、いろいろ課題が見えてきます。そのほかのこと踏まえて、財政負担の軽減のことを考えると、どうしてもサービス縮小というようなことになってしまうんですが、議員おっしゃっていただいたように、それだけではなくて、事業が継続するいう、そういうことにならないようにということも踏まえて、事業の継続に向けてどういうことができるかということを検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○今井委員長 続いて。

飯田委員。

○飯田委員 同じく外出支援サービスのところでお願いします。利用実績3万1,208回という形で示されておるんですけれども、利用券、1人に対して何枚という数が決まっています。それが全て利用されるとなると、かなりの数、量になると思うんですけれども、ちょっとこの設問がちょっと不適切やったかなと思いますので、その部分については、どれぐらいになるだろうという部分についてはよろしいですけれども、そういう意味で、その辺のところをきちっと把握していくことによって、本当に必要な方が必要な量を利用しておるのかという部分については把握できてくるんじゃないかなと。その辺のところを、そういう計算というんですか、検証とかいうことはされたことあるんでしょうか。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 ちょっと検証ということではないんですが、利用料の交付につきまして、昨年度の実績で985人に対し、交付数としましては約8万6,000枚交付しております。利用実績が3万1,000余りですので、未利用の枚数は5万5,000ぐらいになるということになります。

利用実績につきまして、利用者のことであるとか、利用実績のことで町別に

比較してみますと、医療機関まで遠いという方にも外出支援サービスによって有効に支援できていると思いますけれども、先ほども申し上げましたように、今後事業費の増加が見込まれますので、それに対して利用者も増えるということで、これまでの制度で継続してやっていけるかということが課題だと思っております。制度の見直しを協議しております。よろしく申し上げます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ずっとこの制度にのって利用されてる方が、自分がいただいたものを100%利用しなくてもいけているという状況の方もあらうと思うんです。そういうところの状況をいろんな角度から捉えていって、どれだけの量を出せばいいのかという部分については少し検討する必要があるのかなと思います。

それと、前々から何度も話題になりながら途中で止まっていた透析患者さんの送迎についての部分、これについても今検討段階にあるということなんですけれども、これはある一定総合病院で行われる治療でありますので、スケジュール的なものは、特別なことがない限り、大体組み込まれたような形で分かっていると思うんです。そういう中で、病院がするのか、市が直営でやるのかという部分もあらうかと思うんですけれども、やっぱりその辺のところは真剣に考えていく必要があると。この部分についてはどうしてもドア・ツー・ドアということがかなり必要な部分があるかと思うので、その辺のところを、確実に事業を続けていくためには、その部分について本気で検討していく必要があるかかなと思います。これについては、ある一定、今参加されておる事業者さんの若干抵抗もあらうかと思うんですけれども、この事業を続けていく上では避けて通れない部分だと思うので、その辺のところはよく考えて進めていっていただきたいと思います。いかがでしょう。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 先ほどの利用券のことですとか、利用者負担が安過ぎるというようなこともあります。タクシー料金を負担する制度ということになっておりますので、市の負担が際限なく増えていくというようなこの制度についてはちょっと見直しが必要かと思っております。

あと、透析のほうにつきましては、これまで課題となっておりましたので、なかなか進んでいない状況ではあるんですが、一度他市の病院がどんな送迎をされているのか見に行くということで、10月の初めにちょっと予定をしております。引き続き検討を進めていきたいというふうに思います。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 確かに低料金でという部分については、誰もが望まれることであろうと思うんですけども、やはりドア・ツー・ドアというサービスについては、本当にありがたいという方もおられる、こんな低額でいいのかなという方もおられると思うんです。そういう意味においては、一定の負担をすることによってそのサービスが受けられるという部分、その辺の考え方をどういうふうに皆さんに理解していただければいいのかなという部分も含めて、やっぱり検討していく必要があると。

この制度が潰れてしまうと結局元も子もなくなってしまうので、今の状況が続けるためにはこういう負担が必要なんだということについても丁寧な説明が必要になってくると思うので、やっぱりそこを臆することなく物事を進めるということは必要かと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。部長、ちよつとお願ひします。

○今井委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 外出支援に関する課題、我々もいろいろこれまで検討してまいりましたが、なかなか打ち出しにくい部分がありますが、今日は議員のほうからいろんな御示唆をいただきました。我々もなかなか踏み出しにくい状況ではあったんですけども、先日の一般質問で市長のほうも答弁させていただいておりましたが、やはり、今ございましたが、この支援、この制度を持続可能なものにするためには一定利用者さんの皆さんにも負担をお願いする時期が来ているのかなという、そういう思いで今後の具体的な改定に向けた検討に入りたいと思ひます。また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○今井委員長 続いて、同じ項目ですが。

津田委員。

○津田委員 私のほうは、今、2人の委員さんの中で大体お話聞かせていただいて、1点だけ確認なんですけども、利用者のその他65歳以上で利用が必要と認められる者の、この判断基準だけ教えていただいてもよろしいですか。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 対象者は手帳所持など明記している以外の人で、真にバスの利用が困難な方というようにしています。判断基準としまして、常時介護者の付添いが必要、常時車椅子を利用、歩行器や多点づえ等の歩行補助用具を常時使用しているというような基準を設けておりまして、利用申立てにより利用を認めているという状況です。この申立て事項に該当しない場合につきましては、身体、疾病の状況について調査票で聞き取りを行いまして、個別判定して判断をしているという状況

です。

以上です。

○今井委員長 続いて。

神吉委員。

○神吉委員 私も同じところなのですが、内情がものすごく分かりましたので、お聞きするのは妥当だったのかというところなんです、資料を見させていただくと、年100回ほどの人工透析行かれる方々の数字が出ておりますので、妥当であったかというのはちょっと質問がおかしいんですが、回数的にはもうこれで恐らく満額出てるというふうを感じるんですが、それでいいでしょうか。合ってるでしょうかということと、決算書のほう見させていただいてるんですが、以前ですと、平成28年度の決算額を見ますと3割ほどであったものが、令和元年度は9割となっている財源内訳の地方債のところ、これが、9割のほうは地方債で賄われている、このところの理由がちょっと気になったので教えていただきたいんです。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 透析の方に対する交付数なんです、必要であれば際限なくいきますか、必要なだけ出しているという状況です。あと、そのほかの方につきましては、交付枚数全てを使われる方は少ないんですが、必要なときに使えるように一定の枚数を交付するという制度としているところです。足りないから困る、利用券がないとどうしようもないというような情報はこちらのほうでは聞いておりません。制度は理解していただこうというふうに思っております。

財源内訳の地方債のことなんです、財源には過疎対策事業債が充当されております。過疎対策事業債は過疎地域の事業に充当される地方債ということなんです、以前は波賀、千種地域が対象で、平成29年度に制度が変わりまして、宍粟市全域が対象ということになりました。外出支援サービス事業も宍粟市全域分の借入れができるようになったということで、金額が増えているということです。

以上です。

○今井委員長 そしたら、審査の途中ですけども、ここで休憩に入りたいと思います。

2時45分まで休憩にしたいと思います。

暫時休憩します。

午後 2時32分休憩

午後 2時45分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、次の項目に移ります。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、成果説明書56ページ下段の地域づくり型介護予防事業についてお願いします。

まず、平成30年度の決算審査の中での回答の中で、包括支援の中で生活支援サービスの担い手としての位置づけはできているのかというような質疑に対して、現在はできていないが、今後発展させていくというようなことを回答とされておったんですけども、今年度、どのようにこの地域づくり型介護予防事業が、平成30年度以降、令和元年度、発展したのか、また、前に進んだのか、この1点だけお伺いしたいと思います。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の決算審査の中で御質問いただいたのが、高齢者の通いの場づくり応援事業についてであったと思います。この件につきまして、通いの場といいますのは、高齢者が身近な場所で気軽に集まり、介護予防活動を実践する住民主体の場となっております。今、主な活動としましては、いきいき百歳体操をされております。このいきいき百歳体操では、地域住民が集まることによりまして、参加者同士の見守り活動ができております。まず欠席された方が安否確認、どうしたんだろうとか、ちょっと帰りに寄ってみようかなとかいうことであったり、実際参加されていない方に対しましては、こういうものがあるから来てみないとか、そういう声かけであったり、また近所の方とお話しされることによりまして、ちょっとした困り事などの相談をされることによりまして、簡単なことであればお互い助け合いができていると思っております。目に見える形ではありませんが、地域での支援活動ができていると思います。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 じゃあ、先ほどに続いて、ちょっとマイクの調子があれでしたので、改めて質疑します。

この事業はいうことでさっきお伺いして、説明を聞いたわけですけども、共助という部分で、お互いに助け合ってお互いに声かけをするといういい場所ではないかと感じております。しかし、古今東西見てみますと、だんだん社会の流れで高齢化が進んで、百歳体操のほうも人数が少なくなっているんじゃないかなと感じるんで

すけども、今は百歳体操が主流ですけども、ほかにこういうものもあるというような指導なり、また、ほかに地域の方からほかに何かないですかというような問合せ等の話合いとかはあったのかなど。一つお聞きしたいなと思います。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 先ほどの御意見なんですが、体操が主に主流となっておりますが、いろいろ今までに議員の皆様からも御意見いただいたことがあるんですが、地域の何か得意なことがある人に来ていただいてお話をさせていただくとか、みんなで何かパソコンであったり、何かしたらどうかという御意見もいただいておりますので、そういったこともしていきたいなと思っております。

また、こちらのほうからミニ講座として専門職の派遣をしておりますして、介護予防であったり、いろいろ皆さん気にされているようなことの講演会、30分ほどの講演会になりますが、していただいておりますので、そういうことでも地域づくりをしていきたいと思っております。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 こういう事業の中で絵手紙とか、そういうようなこともされている地域の方もいらっしゃると思っておりますので、また事業内容を広げて説明してあげたりしていただいたらありがたいなと思っております。

続きまして、成果説明書の中に、保健師や理学療法士などの専門職の派遣をしたと。先ほども出ましたけど、ミニ講座などを開設したということが書かれておったんで、その内容について伺いたいと思うんです。なぜ内容について伺うかといいますと、やはり保健師なんかのミニ講座の内容、理学療法士が実施した療法についての内容にとって地域の高齢者の方が望まれていることが浮かび上がってくるのではないかなと思って、どのような内容で、全てお聞きするわけやなしに、おおむねこのような内容でしたということによって、地域の高齢者の方が望まれている生活環境が分かってくると思いましたので、主な内容について伺いたいと思います。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 先ほどのミニ講座の件なんですが、ミニ講座としましては、13のテーマがありまして、その13の中から選んでいただくようになっております。13以外にも御希望されるような講座があれば、その講座をさせていただくようにしております。

その中の講座の中で、御質問にありました保健師の講座につきましては、認知症予防であったり、転倒の予防、やはり転倒の原因や予防の話であったり、足腰を鍛

えるような体操の話であったり、あるいは健康相談、認知症の相談等を行っております。理学療法士につきましては、百歳体操をしていく上での動作の確認、こういうふうなここをするんだよとか、もうちょっとこうしたらとかいう、いいこととか、そういった動作の確認をしていただいたり、フレイルの自己チェックの方法や予防など、そういったお話をさせていただいております。

あと、講演会で、ミニ講演でよく要望が上がっているものにつきましては、スポーツインストラクターの方をお招きしまして、脳トレであったり、簡単なストレッチの体操をしたりとか、そういうやはり体操であったり、高齢者の方も認知症に対してはかなり気を遣っておられるんかと思っておりますので、また認知症のようなお話もさせていただいたらなとは思っております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 最後に、この問題については最後にしますけども、やはり予想していたように講座等は認知症に対するものが多いと。それと、認知症イコール脳トレ、そして、体が元気であれば認知症を防げる、笑顔が認知症を防ぐ、笑顔には元気が必要であるという、そういうような言葉の中での講座とか保健師とか理学療法士の派遣が多かったように思います。こういう事業は、各地域、特に過疎地で生活されていらっしゃる、通える場を必要とされている高齢者にとっては必要な部分である。一月に1回かも分かりません。2回かも分かりませんが、これがやはり本人にとっては生きがいに結びつくと思うんで、ちょっと質疑とは離れるかも分らないですけども、これからこの事業を大いに進めるとすれば、どのような反省の下で、どのような課題を抱えて、これから保健福祉部として、担当部署として取り組もうと思われとんのか、最後にお伺いしたいと思います。

○今井委員長 栗山副課長。

○栗山福祉相談課副課長 御質問ありがとうございます。私のほうから答えさせていただきます。

いきいき百歳体操というのが今120か所、今年度、新型コロナウイルスの関係でしばらく自粛されていた教室もあるんですが、また新たに1か所今立ち上げようかなということで相談受けております。実際今日、私も午前中、鶴木のいきいき百歳体操のミニ講座のほうに行かせてもらって、やっぱり集まって、みんなで顔を見て笑顔でお話ができるということ自体が予防になっているというようなお話、プラス、認知症の予防のお話をさせていただきました。

課題としましては、なかなか全自治会において立ち上がっているかというたら、立ち上がる世話役さんがいないということで、立ち上がっていないところもあるんですが、自治会をまたいで立ち上がっているところに参加されて、そこで効果を見られて、よかったということで立ち上げられた教室もあります。やはり立ち上がっていないところにつきましては、またこちらからの周知というのも大事なかなと思っております。

取組につきましては、本来、いきいき百歳体操というのは週に2回、できましたらちょっと筋肉に負荷をかけて軽い筋肉痛を起こして、それが戻るときに筋肉は増強していくと言われております。宍粟市においては、立ち上げ当初、週1回ということで始めましたが、今年度、ちょっとコロナの関係で自粛されてるところもあるので、いきなりとは言わないんですが、今年度末ぐらいから徐々に週2回、週2回行くところが身近であって、集まれて、安否確認ができて、話ができて、プラス、そこでお茶を飲んだりお話ができるプラス効果も含めまして、今後、週に2回何とか活動ができないかなということで進めていきたいと思っております。世話役さんに負担がかかるからと言われてる声もありますので、そこは世話役さんも負担にならないように、また参加される方がいろんな役割を持ちながら、継続して進められるようにということで取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○今井委員長 そしたら、次、同じ項目で。

浅田委員。

○浅田委員 それでは、私も同じ項目、地域づくり型介護予防事業で何点か質問をさせていただきます。

非常にこの事業、気になっている事業でありまして、昨年度の決算委員会でも質疑をさせていただいておりますので、その点も踏まえてよろしくお願ひしたいなと思います。

私の質疑の根本的なベースにあるのが、いわゆる生活支援サービスの担い手をどう育成していくかということがお尋ねしたい根本にあります。それで、まず1点目、通いの場が継続した活動ができていくかということをお尋ねしておるんですけども、今120か所、さらにプラス1か所できつつあるということで、おおむね市内全域にできつつあるのかなということで、この開設の努力については非常に敬意を表したいというふうに思いますけども、やはり継続というのが一つの大きな柱になってこようかと思っておりますので、今、田中委員の質疑に対する答弁から察しますと、

どことも大なり小なり凸凹はあったとしても、継続した取組ができていているということで理解してよろしいですね。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 浅田委員のおっしゃられたとおり、通いの場は継続した活動ができておると思っています。実際にコロナで中止しておりまして、再開したときにも、本当に体操の大切さが分かったとか、皆さんと会うことの大切さが分かったという御意見をたくさんいただいておりますので、また人数も少しずつですが増えておりますので、このまま継続した活動をしていきたいと思っております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 また引き続きよろしくお願ひしたいなと思ひます。

それで、そのベースとして、次に質疑で出してるのが、通いの場から生活支援サービスへ展開した事例はあるかということで、先ほど田中委員から質疑がありました。要はこの通いの場がいわゆる生活支援サービスの担い手となり得るかどうかなというのが去年お聞きしたところなんです。基本的には担当部局のほうはそういう方向でということもあったんですけども、やはりなかなか今現状、答弁を聞いていますと、安否確認であるとか、緩やかなそういう支え合いという状況になっているのかなというところで感じております。そう理解しましたので、この部分については結構です。そういうふうな田中委員の質疑での答弁でそれは理解をいたしました。

そうすると、冒頭言いましたように、それぞれの要支援の必要な方々への地域での生活支援サービスの担い手をどうするかということに来るわけなんですけども、以前は地区組織、例えば福祉連絡会などを基盤とした、そういう中で生活支援サービスの担い手を育成していきたいなというふうなことも伺った経緯があるんですけども、そういう担当部局としていわゆる地域における生活支援サービスの担い手をどう取り組んでこられたかということについて、一つお尋ねをいたします。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 先ほどの地域での生活支援という御質問なんですが、各自治会では地域カルテといったものを作成しておりまして、地域の困り事であったり、あと、どういった方がおられるとか、そういうものをつくって、地域の困り事、心配事、助けるようなことをカルテにしたものを各自治会で制作されております。また、地域で見守り会議が行われておりましたり、ふれあい喫茶を実施されることによりまして、皆さんに寄っていただいて、近況報告であったり、どうしょってんかなとかいうお話ができたりする、地域での支援活動が行われております。

あと、地域の困り事としまして、最近北部のほうではいろんな店舗が撤退しまして、お店がないという買物の困難者がとっても増えておるんですが、生活支援コーディネーターとかが中心となりまして、移動販売車に来ていただいて、通いの場に来られている方とかが体操が終わった後にお話をしたりしながら買物ができるような、そういう支援も今進められております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 なるほどね。ただ、それは全ての自治会というか、通いの場、120か所が今活動していますけども、その120か所をカバーする組織ができているということではないですよ。ある程度そういう活動をされている地域もあるし、まだのところもある。どの辺のレベルになっているのかなという、具体的なところは分かりますか。

○今井委員長 栗山副課長。

○栗山福祉相談課副課長 具体的なところで、ちょっと頭の中に数はないんですが、例えば通いの場で、先ほど課長のほうから説明がありました買物に困っている、そのときに、自治会の教室で例えば困っているという課題に対しまして、生活支援コーディネーターのほうを中心となりまして、商工会であったり移動販売の業者さんにお声をかけて、困っていることと移動販売のほうで支援をしたいというマッチングをしまして、いきいき百歳体操の終わる時間を合わせまして、移動販売車が来たり、あとちょっとコープこうべさんの販売が来られたりというようなマッチング事業をしているところもあります。

また、そこまではいかないんですが、いきいき百歳体操の参加者の皆様が、今から買物行くけど何か要るものあるということで、近所の方のお声かけで買物の支援をされたり、先ほども外出支援の問題のお話も出てましたが、一緒に行くから乗っていくかということで、地域の支え合いの部分でいっている部分もありますが、その反面、高齢の方が高齢の方を乗せられるということで、子どもさんたちが事故があったら困るからというのが、また新たな課題も出てきている部分はあるんですが、そうやって、例えばごみ捨てであったり、買物であったり、通院であったり、冬になりましたら雪の問題であったり、電球の交換であったり、小さなちょっとした困り事に対して支え合いの部分でいかれているところは、数はちょっとよう把握してないんですが、たくさんあります。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。少しずつそういう地域主体ということで、いわゆる見守りも含めて生活支援のサービスが担い手ができているということで、今後も引き続き広くそういう担い手の育成には努めていただきたいと思います。

それと、成果説明でありました3団体ですか、これは、例えばグループであったりとか、そういうことですね。例えば今、前段で私がお尋ねしたんは、いわゆる地域の住民主体の生活支援の支え合う組織、あともう一つは、グループ、団体等の話だろうと思うんですけども、そういったグループ、団体等の育成の支援というか、関わりはどのようにされてきたのかなというところをちょっとお尋ねします。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 先ほどの地域でのことになりますが、地域住民のボランティアによります高齢者の見守りであったり、あるいは日常生活の困り事に対して支援を行う地域活動訪問型サービス実施団体への補助金の助成を行っております。その団体が3団体ありまして、その3団体の方は、外出や買物、通院の付添いであったり、話し相手であったり、自宅周辺の草刈り、ごみ捨て、溝掃除であったり、あと何か自治会で行事があるようなことがあれば誘いに行き一緒に行ってあげたりとか、そういう声かけなどの支援をされています。助成になりますので、補助金の申請があった団体に補助しておりますので、令和元年度は3団体に交付させていただいております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。サービスの担い手は多ければ多いほど私はいいと思いますので、また引き続きよろしくお願ひしたいなと思います。

終わります。

○今井委員長 次行きます。

飯田委員。

○飯田委員 私のほうから、委員会資料でいただきました55ページの介護認定の状況についてお伺いたします。

はっきり言うて、この表を見たとおりですがなというところであろうと思うんですけども、全体的に見まして、国県については右肩上がり、徐々にずんずんと減ることなくパーセンテージが上がってきてます。一定宍粟市の状況を見ますと、平成17年あたりまでは15%余りということで、平成22年になって一気に20%近くに上がって、あと21%、21%、21%と。令和元年で20.9%という形で、平均的にその辺の数値で認定がされておるといふ状況であろうと思うんです。

そういう流れの中で、一定宍粟市においては高齢化はほぼ進んでおるという状況の中で、こういう状況なんかなというふうにも思うんですけども、今、前段で話がありました、そういういきいき百歳体操であるとか、いろんな意味で介護を受けずに健康寿命を延ばしていこうという取組、この辺のところはどういう効果をもたらしてきておるのかなという部分、これから先、要はこういう状況で続いていくということは、介護認定が一定のところまで高止まりした状況でいくのか、逆にそういうことが功を奏して若干下がっていくのか、そういう部分をどういうふうに見ておられるのかなというふうにも思うんですけども、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 飯田委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この要介護認定出現率につきましては、令和元年度は20.9%と前年度の出現率より低くなっております。近年、多少増減はありますが、要介護認定出現率は増加傾向で推移しております。

令和元年度は65歳以上の被保険者数や75歳以上の被保険者数が前年より増加しているにもかかわらず、介護認定者数は前年より若干減少している状況です。要因としましては、要支援や要介護認定の新規申請が少なかったことが上げられます。少なかった要因なんですけど、一時的なものかどうか詳しくは分析しておりませんが、確かに令和元年度は後期高齢者の1人当たりの医療費も前年度より若干減少している状況です。高齢者の就業率も全国的に伸びており、就業と社会参加による健康維持の効果や、通いの場をはじめとする介護予防の効果などもあり、そういうような新規申請というものが少なかったのかなと分析しております。

今後は若干人口も減少してまいりますし、行く行くは介護認定も下がる傾向にはなるかと思いますが、まだ当分は後期高齢も増えていきますし、介護給付費のほうはちょっと伸びていく状況にはあります。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 高齢者の数がある一定団塊世代の時代を過ぎると、若干その辺がだんだん下がってくるというのは当然なんですけれども、介護の認定と関係は、人数に合わせて何%出たかということなんで、あんまり関係はないと思うんですけども、実質こういう形で目に見えた、これは目に見えたと言うしかないんで、目に見えた状態がそこにあるということは、今取り組まれておることが一定の効果を実している

んじゃないかなというふうに私は見たんです。

そういう意味において、費用対効果といういい方は失礼ですけども、やっぱりその辺のことも踏まえて、じゃあこの辺のところに力を入れたらこういう結果が生まれるという、現実的にそこを捉えて、もう一段踏み込んだ施策の運用というんですか、展開を考えいっていただければいいのかなというふうに思うんですが、その辺どうでしょう。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 なかなか数字で見るのは難しいし、思っているほど、給付と認定率はちょっとアンバランスなところもありますので、また第8期計画におきましてもそういうところを検討しまして、適正な介護保険事業の展開を図ってまいりたいと思います。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ちょっと私の言った意味分からなかったかなと思って、給付事業じゃなしに、そういういきいき百歳体操であるとかいう、そういう通いの場づくり、そういうところの展開を進めることが、逆にこういうところはかなり影響を与えてくるんじゃないかなという部分で、だから、給付費もその辺で下がってくる、いろんな意味でいい効果が現れるんじゃないかなというところで、そういう展開をもっと踏み込んで考えていっていただきたいなという意味の問いかけでした。どうでしょう。

○今井委員長 栗山副課長。

○栗山福祉相談課副課長 すみません、先ほどの飯田委員の質問にお答えさせていただきます。

いきいき百歳体操に取り組まれて6年目、7年目を迎えるというところもあります。その中でアンケートをしましたら、先ほどの介護認定率が下がったのが、いきいき百歳体操がたくさん立ち上がって、楽しみができて、行くところが増えて、給付費が下がるとんやってすごく胸張って言いたいんですけど、なかなかそればかりでもないんですが、実際アンケートをしてみますと、外出するのが楽しみになったと。週1回のいきいき百歳体操が週の初めやと。水曜日が体操のところは、私の1週間は水曜日始まりなんて言われる方もあったり、また、アンケートをしておりますと、病院に行く回数が減ったと書かれている方も1教室1人2人あったりするんですね。それとか、いつも湿布を貼って寝てたんやけど、何か気がついたらいつの間にか湿布を貼らんようになってたわとか、椅子から立ったり階段上るのによっころしよいうていつも声かけてたんが、いつの間にかよっころしよって言わんように

なったなどか、そういうなかなか目に見えない部分もあるんですが、何かそれぞれ感じておられるものがあるというアンケート結果も出てますので、それが医療費の削減につながり、介護保険の削減につながり、健康寿命の延伸という部分につながってほしいと期待はしておるんですが、そちらの方向に少しでも向くように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○今井委員長　じゃあ、次の項目で。飯田委員、お願いします。

○飯田委員　すみません、続けてお願いします。委員会資料の23、24ページにあります保健事業の成人病健診、がん検診の実績についてお伺いいたします。

この部分を見ますと、がんの発見数という部分、令和元年度に8件という形で示してあるんですけども、総受診者1万4,005人の中で8件、そんなものなのかなというふうな、まあまあ正直な疑問です。どういう形でこの8件という部分を把握されておるのかなというふうに思うんですけども、この点についてお伺いします。

それと、受診率向上で、こういう節目で無料クーポンを発行されておるんですけども、その効果についてどのように検証されておる、どのように捉えておられるのか、お伺いします。その2点。

○今井委員長　平尾課長。

○平尾保健福祉課長　御質問のほうにお答えをさせていただきます。がん発見者数はどのような形で把握しているのかということについてお答えをさせていただきます。

市のがん検診を受診をされた結果で要精密検査との結果が出た方につきましては、医療機関で精密検査を受けていただくための書類をお渡しをさせていただいております。それを持って医療機関を受診して精密検査を受けられたら、その結果を医療機関のほうから市のほうに返書という形で報告をいただくような形になっておりますので、その結果を把握した数字をこちらに載せさせていただいておりますが、まだ令和元年の結果につきましては、検診が年度末まであるものもありますので、これが全ての数字ではなく、また少し変更というか、数字が変わってくることはあると思います。

医療機関からの返書がなく、受診されているかどうか分からない方につきましては、時期を見ながら個別に連絡を入れさせていただいて、受診の状況ですとか結果を把握を本人さんからもさせていただくように努めるとともに、未受診の方につきましては、受診をしていただきますように受診の勧奨のほうもさせていただいております。

がん検診につきましては、精密検査を受診される場所までが市の、私たちの役割というふうに思っておりますが、なかなか結果が、毎年精密だから多分異常がないと思うとか、大腸がん検診とかの精密検査であれば、大腸ファイバーの検査とかになりますので、それがちょっと怖いなというような形で、受診を少しためらわれる方もいらっしゃるの事実なんですけど、受診をしていただくようにということで、受診の勧奨のほうにも努めさせていただいております。

それから、次の質問で、受診率の向上を図るために節目年齢の無料のクーポン券の効果についてなんですけど、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診のこの三つの検診につきましては、国の事業としまして、節目年齢の方に無料クーポン券というのが発行というのが一番最初、市としても取組をさせていただいたものになります。現在は、国の取組としましては、子宮がん検診の20歳、乳がん検診の40歳のみとなっておりますけれども、市としましては継続して取組のほうをさせていただいております。

クーポンの発行の大きな目的としましては、そのクーポンを送らせていただくことで、受診行動というか、受診のきっかけになっていただくというのが大きい目的かなというふうに思っておりますので、今後も受診率の向上を目指していろいろな取組はさせていただきたいなというふうには思っております。

ただ、クーポンを送った年には受診率はその年齢の方に関しましては上がります。その点からいけば効果があるかなというふうには思いますし、また、受診歴がある方に関しましては、その後、定期的には受診勧奨なども行いやすくなると思いますので、クーポンの効果としてはあるかとは思いますが、分析というほどでもないんですけれども、宍粟市の方の特徴としましては、自ら進んで検診を受けに行くというよりも、案内をもらったので行きますということと言われる方が多いので、いろんな形で個別通知も必要ですし、いろんな機会を捉えての受診の御案内というのがやはり今後も必要になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 この部分については国保関連のものになるかと思うんですけれども、やはり勧奨して再受診、精密検査が進むという部分があるというふうに認識、捉えておいでであれば、その辺のところはきっちり進めていただいて、一人でもそういうことで遅れたということがないように、早め早めの受診を進めていっていただきたい。私もいろんな意味で、周りでそういう方を見るにつけ、やはり検査、再検査

に至る部分、その辺のところをきちっと進めることは大変大切なところやと思うんで、悲しいかな手遅れやったという人もあります。そういう意味を含めて、こういう検診での早期発見、これは大変、その人自身やなしに、その人の周りにも影響することでありますので、本当にちゅうちょなくその辺進めていていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○今井委員長　そしたら、次へ行きます。次の項目で。

浅田委員。

○浅田委員　私は、委員会資料の60ページ、最後のページです。訪問看護事業についてお尋ねをいたします。

宍粟市の訪問看護ステーション、市内全域に拡充して、年々利用が増える、増加の一方であります。端的に私の聞きたいことは、この間、看護師さんも含めて職員体制少しずつ充実をしていただいておりますけども、これだけどんどん増えてくるということになると、職員さん大丈夫かなというのが一つの心配事がありましたので、この事業も立ち上げから非常に気になっておる事業でございますので、その点どういう分析をされているのかお聞かせください。

○今井委員長　荒尾副課長。

○荒尾保健福祉課副課長　浅田議員からの御質問にお答えさせていただきます。

訪問看護の利用実績については、年々10%から15%程度の増加があります。訪問区域を市内全域に拡充した平成28年度と比べ、82%の増加になっております。利用者の増加に伴い、看護師の人数は常勤換算で開設当初の4.5人、正規雇用4人と臨時雇用3人から、常勤換算6.5人、正規雇用5人と臨時雇用5人での対応となっております。

利用実績の増加に伴い、利用者からの要請に応えるため、時間外の増加が見られます。時間外の状況としては、医療処置が必要な利用者への毎日の訪問のために要したものが約300時間、24時間対応体制を取っており、夜間・休日に出動したものが110時間ありました。利用者の医療の確保と安心した生活を支えるためには欠かすことのできない24時間対応体制ですが、夜間・休日も連絡用の携帯電話を持ち帰り対応する看護師の負担は大きく、大変な状況です。

以上です。

○今井委員長　浅田委員。

○浅田委員　大変な状況というのは重々承知の上での質疑でございましたので、一応はこういう訪問看護というのはマンパワーが全て、これはもう私が言うまでもない

と思いますので、その点も重々念頭に置いていただいて、このマンパワーが欠けると一番困られるのは市民の方ということになりますので、その点重々御留意いただいて、大変人員増はえてして、すぐには大変だろうとは思いますが。特に有資格者を確保するというのは大変なことではあると思いますけども、市民サービス、市内ではこの直営のステーションが大きな役割を担っておりますので、その点も踏まえまして、重々対応よろしく申し上げます。

以上です。

○今井委員長 次行きます。次の項目です。

津田委員。

○津田委員 それでは、委員会資料の補助金調書の28ページのシルバー人材センターの運営費補助について質疑させていただきます。

こちらの補助なんですけども、シルバー人材の今現在の会員数と雇用稼働実績、あと市としてどの程度雇用の拡大を図る設定で助成しているのか、お尋ねします。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 津田委員の御質問にお答えさせていただきます。

シルバー人材センターの令和元年度末の会員数は432人となっております。その雇用稼働実績としましては、受注件数が公共事業で619件、民間事業で908件、一般家庭からの受注が2,116件で、延べ3万6,254人が就業した実績となっております。

市としてどの程度雇用の拡大を図る設定で助成しているのかという御質問ですが、シルバー人材センターは、高齢者の就業支援に加え、高齢者の生きがいづくりの場を提供する役割も担っております、大きく地域社会に貢献しています。また、高齢者医療の抑制や介護予防にも役立っております。今後とも退会される会員を抑制し、再雇用制度が終了する65歳前後から70歳代後半の方の加入の促進や女性会員の加入拡大の推進に重点を置き事業展開をする必要があると考えております。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 このシルバー人材センターの運営費の補助というのは市の単独事業になるんですかね。

○今井委員長 嵐係長。

○嵐高年福祉課係長 御質問にお答えさせていただきます。

この補助金につきましては、市のほうには歳入としては入ってきませんが、シルバー人材センターのほうには国のほうからも補助が行われ、市のほうからもシルバ

一の会計のほうに直接入るような形になっております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 ここでお尋ねしたかったのは、運営費の補助というところなんですけど、ここでも実際シルバーの方を仕事に行ってもらって、そこである程度利益を、丸々お渡しすることはないですよ。その辺の、稼働させて、利益が出てるんだと思うんですが、そういう流れなんですよ、ここは。

○今井委員長 嵐係長。

○嵐高年福祉課係長 シルバーの運営費につきましては、実際シルバーさんのほうで受注された方がお支払いされて、そのうちの一部がシルバーのほうの事務費ということで受け取られております。その残りの部分については会員さんのほうに、お給料というか、そういう報酬の形でお支払いをされているかと思えます。

市のほうとしましては、この運営費の部分につきましては、基準としまして、国が定める補助率に基づきまして、毎年度の会員数と就業延べ人数を得点化したものがございます。それに応じた補助額のうち、市がシルバーの運営状況を毎年度確認しながら、その基準のうちの中で補助を決定するような形を取っております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 となってくると、この運営費の補助というのは、実際そこの携わられている方の人件費であったり、そこの家賃であったりとか、事業所の家賃であったり、そういったことがメインになると。なかなか稼働の中だけでは賄えないんで、これを補助してるということによろしいですかね。

○今井委員長 嵐係長。

○嵐高年福祉課係長 補助金につきましては、詳しくは運営費補助という部分と高齢者活用・現役世代雇用サポート事業という、細かくは二つに分かれてくる形になります。運営費の部分につきましては、シルバー本部とか支所の運営費用ということになっております。高齢者活用・現役世代雇用サポート事業としましては、こちらのほうは会員さん自身への就業に対する促進であったり、あと生きがいの向上であったり、健康の維持増進など、あと企業の人手不足の解消といったところを活用されてると思っておりますので、そういったところが実際ほかの受注されたお金と一緒に会員様のお手元のほうに行っているのではないかと考えております。実際の会計のところはこういったところも含めまして収支のほうがつくられる形になっております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 大体分かりました。これ市として、先ほどおっしゃられたように、生きがいがづくりであったりとか、そういった観点から当然必要な部分だと思うんです。ただ、この会員数の432人、これを市としてどう捉えられているのか。もっとこれどれぐらいを、稼働もそうなんですけども、どれぐらいの方の雇用が生まれて、生活の足しになったりとか、その辺の基準とか、これぐらいは雇用を生んでいきたいなという、何かそういう指標みたいなものがあるんですかね。

○今井委員長 嵐係長。

○嵐高年福祉課係長 具体的な指標のほうについては、市としては今のところはお示しのところはしておりませんが、目的としましては、この就労のところに付きましては、課長のほうも申し上げましたが、会員さんの生きがいの支援の場づくりにも大きく役立っておるかと思えます。宍粟市の高齢者福祉計画及び第7期の介護保険事業計画につきましても、このシルバーをはじめとした高齢者の就労について位置づけておりますが、このところは経済的などころの支援のところにも大きく役立っているかと思うんですが、やはりそれぞれお仕事される方の生きがいがづくりの場というところがかなり大きいのではないかなとも思っております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 こういう質疑させていただいているのも、今、非常に高齢の方でも非常に元気な方いらっしゃって、企業も定年制延長されたりとか、再雇用非常にやられてます。なかなか、ただ、その機会に恵まれない方も非常に多いのも現実ありますので、ぜひそういったところをカバーしていけたらいいなと。そうなってくると、数値的に市として会員数なんかをどう捉えられているのかなと。これは多いと見られてるのか、少ないと見られてるのか、今後ここをもっと増やしていきたいと考えられてるのか、その辺はどう、生きがいがづくりだっていうことではあると思うんですけど、やっぱり補助事業、お金、税金投入している以上、何らかの目標値もないといけないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○今井委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 実情につきましては、ただいま担当の係長が御説明させていただいたところなんですけど、冒頭ございましたように、定年制の延長によりまして、高齢者の方、なかなかシルバーへの加入が最近増加していないような状況でございます。ただ、これも定着してきた段階で、高齢化に伴いまして、シルバーのほうも一定また高齢の中の固まりの中で増えてくる、対象人数は増えてくると思えます。

シルバーの方針としましては、まだ会員数は増やしていきたいというふうな思い

も持っておられますし、先ほど担当課長のほうも申しておりましたように、介護予防という観点からも市としてもそれは今後支援をしていき、一定シルバーとしてはもう少し会員数を増やす中で、強固な組織として頑張ってくださいような、そういう支援を市として行ってまいりたいと、このように考えております。

○今井委員長　そしたら、次の項目行きます。

神吉委員。

○神吉委員　私のほうからは、成果説明書51ページ下段、生活困窮者自立支援事業のところなんです、委員会の初めにありました事業なんです、今回はその中でも家計改善支援事業のところを伺います。

予算100万円を取られておられて、委託料なんです、この中で、この委託費は変わらないのかという質疑を上げておりますが、結果として6件の家計改善支援をされたようですが、その委託費の変動の件と、それと、その6件つくられたプランの作成は就労につながったのかということ伺います。

○今井委員長　安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長　神吉議員の御質問にお答えします。

令和元年度につきましては、この家計改善支援事業については、月ごとの出来高と申しますが、支援をいただいた実施件数に応じて単価契約をさせていただいてお支払いをしております。お一人の支援一月につき2万6,000円掛ける消費税ということで積算をしてお支払いをしております。

また、6件のプラン作成に関しまして、就労につながったのかという御質問に対しましては、この家計相談支援事業と申しますのは、直接就労とはイコールではなく、収入があっても家計を適切に管理できずに生活に困窮されている方、また、多重債務等によって困窮されている方へ、家計を見える化することで、本人が幾ら毎月足りないのかというところに気づいて、自力で家計管理をしていけるようになるまでの支援を行う事業であります。

よって、直接就労が困窮の要因となっている方については、冒頭に申し上げました就労支援ですとか就労準備支援のほうで支援を行っており、この家計改善支援については、多重債務の方で困窮されている方などは弁護士さんに同行支援をして、例えば自己破産の手続をされて一旦リセットされるとか、また、収支バランスを保って生計を維持されていくというようなところへの支援を行っております。

以上です。

○今井委員長　神吉委員。

○神吉委員 三つの事業に分かれておりましたので、それが一連の流れでつながっているのかもしれないというのを、今頃なんですけど、気がついたんですけど、生活困窮者自立支援事業というのは同じところでされている別々の事業であるということですね。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 神吉委員がおっしゃるとおり、大きなくくりとしましては生活困窮者自立支援事業というのがございまして、その下にいろいろなメニューがぶら下がっております。その一つにこの家計改善支援事業というのがございます。

○今井委員長 そうしたら、次の項目へ行きます。

山下委員。

○山下委員 それでは、委員会資料7ページ、保護世帯の世帯類型について質疑いたします。

保護世帯の半数以上が高齢者世帯となっておりますが、その理由、また、母子世帯の保護比率が低いですが、その理由、また、区分のうちのその他というのはどのような世帯なのか、その三つを質疑いたします。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 山下委員の御質問にお答えいたします。

まず、保護世帯の半数以上が高齢者世帯である理由につきましては、もともと本市の高齢化率は全国平均より高くなっておりまして、特に被保護者の多くは単身の高齢者または高齢者のみの世帯が多くを占めております。そうした世帯は子どもさんなどの親族から支援を受けられない方が多く、年金のみでは生活が難しい方、また無年金者の方も非常に多く、保護を受けられる割合が高齢者に多くなっているのではないかと考えます。

次に、母子世帯の保護比率が低いその理由につきましては、先ほどの高齢者とは逆に、離婚ですとか死別で母子世帯になられた方は実家に戻られて御両親と一緒に同居されたりというケースが非常に多くございます。そうすると、生活保護につきましては、その世帯全体で判断をするようになりますので、件数としては少なくなっていると思います。ちなみに、全国平均を見ましても、母子世帯につきましては非常に割合は低くなっており、当市に限らずそういった要因があるのではないかと考えております。

三つ目の御質問につきまして、区分のうちのその他とはどのような世帯かという

御質問ですが、単身世帯でしたら世帯主になるんですが、それ以外、2人以上の世帯でも、世帯に属する方が稼働年齢層、18歳から64歳に当たりますが、稼働年齢層の方がいらっしゃって、その方が不就労であったり、就労はされていますが内職や軽作業などにより収入が追いつかず保護の脱却に至らないなどの世帯が、このその他の世帯ということに該当しております。

以上です。

○今井委員長 山下委員、次の項目お願いします。

○山下委員 それでは、同じく7ページの生活保護費支給状況のところ、医療扶助の構成比率が高いが、状況説明お願いしたいと思います。

それと、施設事務費と就労自立費というのは、これはどのような扶助なのかということの御説明願いたいと思います。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 まず一つ目の質問、医療扶助の構成比率が高い理由につきましては、全国的に見ても医療扶助という割合は非常に高くなっておりますが、本市におきましては、先ほど申し上げたように、高齢者の方の被保護率が大変高くなってございます。よって、高齢者の方は医療にかかる割合も高いということで、医療扶助の占める割合が高くなっていると思われま。

ちなみに、この令和2年3月現在で被保護者が170人いらっしゃるんですが、そのうち入院されている方が16人、入院以外で通院されている方が134人と、大分かなりの方が医療にかかっておられ、また、被保護者につきましては無保険となっておりますので、10割負担をこの保護費から医療扶助として出しております。よって、この医療扶助の占める割合がかなり高くなっていると思います。

二つ目の質問、施設事務費と就労自立費に対しての質問ですが、施設事務費とは、居宅を有していない方が、在宅生活ができないという方など、救護施設という施設がござい。その施設に入られて生活をしているんですが、そちらの救護施設の人件費や施設維持費などをこの事務費として市から直接施設にお支払いをしております。それに当たるものです。

また、就労自立費といいますのは、就労により保護を脱却された方が、保護を脱却された後ある程度収入が得られるまで、それまで免除を受けられていた税ですか保険料などの社会保障費などを支払わなければならない状態になります。その一定の支払いを補うために給付をされるものとなっております。

以上です。

○今井委員長　じゃあ、次の項目をまた、山下委員、お願いします。

○山下委員　委員会資料の11ページです。精神障害者保健福祉手帳交付者数というところで、この手帳交付者数が年々増加しております。その理由の分析、対策につきましては資料P25を見まして理解できましたので、よろしいんですが、この手帳の所有しておられる方が年々増加している、その分析を教えてください。

○今井委員長　小椋課長。

○小椋障害福祉課長　それでは、手帳の分析の件につきましてお答えをいたします。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数については年々増加しております。このことにつきましては、全国的に見られる傾向ということで、例えばなんですが、発達障がいについて認識しづらいものだったものが、社会全体で認識が高まってきたというようなことが言われております。宍粟市も同様のことというふうに思っております。相談支援の体制が整ってきたことで理解が深まってきているということによるものというふうに思っております。

以上です。

○今井委員長　それでは、以上で事前通告の質疑は終わります。

関連等ありましたら。

山下委員。

○山下委員　資料を求めておりましたのに、質疑が抜けておりました。それは介護保険料の件です。委員会資料P56ページになります。簡潔に質疑いたしますので、よろしく願いいたします。

この介護保険料の収納状況というところで、令和元年度181人の方が滞納しておられると。それと、あとこの給付制限の状況というところで、令和元年度、2名の方が介護サービスを本来なら1割負担で利用できるところを3割負担で利用しておられるというふうにこの資料を見まして理解したわけですが、その理解でよろしいんでしょうか。

○今井委員長　有元課長。

○有元高年福祉課長　給付制限、実際これ給付制限を行っておりますが、サービスをどの程度利用されているかはちょっと今手持ちがないので分からないんですが、給付制限は行っております。

○今井委員長　山下委員。

○山下委員　そういう形で給付制限を行っているということで、このような状況に対しての相談支援等はどのような形で行われているのかを教えてくださいませんか。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 こういう滞納の方というのはどうしてもサービスを利用される際に相談に来られますので、相談に来られた場合は丁寧な対応をしております。

○今井委員長 ほかありますか。

そしたら、以上で健康福祉部の審査を終わります。どうも御苦労さまでした。

(午後 3時49分 散会)